

別冊 2

島根県 D V 対策基本計画 (第 5 次改定) (案)

令和 年 月

島根県健康福祉部青少年家庭課

目次

第1 計画の策定にあたって	
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 計画の期間.....	2
第2 島根県におけるDVの現状と第4次改定計画の総括	
(1) DVの現状.....	3
(2) 第4次改定計画の総括.....	8
第3 第5次改定計画の基本的考え方	
(1) 基本理念(目指す方向).....	12
(2) 基本的視点.....	14
(3) 計画の体系.....	14
第4 DV対策に係る具体的取組	
(1) 基本目標Ⅰ DVを生まない社会づくり.....	17
(2) 基本目標Ⅱ DV被害者の権利擁護.....	27
(3) 基本目標Ⅲ DV被害者のくらしを支える地域づくり.....	43
(4) 基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化.....	49
(5) 計画の推進体制.....	52
(6) 計画の進行管理.....	53
【資料編】	

第1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力(*) (以下、「DV」という。) は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、長い間夫婦間の問題として介入されず、被害者の救済が十分に行われてきませんでした。DV被害者の多くは女性であり、その背景には、固定的な性別役割分担意識、社会的地位や経済力の格差等、男女がおかれてきた社会的・構造的問題も窺えます。また、DVは家庭内において行われるため、外部からの発見が困難であり、潜在化、継続化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。

このような状況を改善し、被害者の人権の擁護と男女平等の実現を図るため、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成25年7月法名改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」)。以下、「DV防止法」という。) が制定され、国及び地方公共団体はDVを防止するとともに、被害者の保護、自立支援を行う責務があると明示されました。

加えて、平成16年5月には、DV防止法の一部が改正され、都道府県に対してDVの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定が義務づけられました。

そこで、島根県ではDVの防止並びに被害者の保護及び自立支援を重点課題と位置づけ、DV対策を総合的に実施するために、平成17年度に「島根県DV対策基本計画(以下、「計画」という。))」を策定しました。その後もDV防止法の改正や社会情勢等を勘案して4回にわたる改定を行い、関係機関との連携を図りながら計画を推進してきました。

このたび、第4次改定計画が令和7年度で終了することから、その取組を評価・総括するとともに課題を整理し、この間のDV防止法の改正や国の取組の方向性等を踏まえ、当県が目指すべき方向性と具体策を示すために「第5次改定計画」を策定します。

(*) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス: DV)

DV防止法の定義では「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」としており、身体的暴力のみならず、精神的、経済的、性的暴力などがあ。配偶者には男女の別を問わず、事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手を含む。また、被害者が外国人、高齢者、障がい者、性的マイノリティなどの場合がある。

28 **(2) 計画の位置づけ**

29 ○DV防止法第2条の3の規定に基づく基本計画

30 この計画は、DV防止法第2条の3の規定に基づくとともに、国の示す
31 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基
32 本的方針」(以下、「基本方針」という。)に即した、本県におけるDV対策
33 の施策の基本的方向と具体策を示すものです。

34 また、「島根創生計画」、「島根県困難を抱える女性への支援のための施
35 策の実施に関する基本的な計画(以下、「困難女性支援計画」という。）」、
36 「島根県男女共同参画基本計画」など、県の各種計画との整合を図ります。

37 **(3) 計画の期間**

38 ○令和8年度から令和10年度までの3年間

39 計画の期間は令和8年度から令和10年度までの3年間とします。

40 なお、「困難女性支援計画(計画期間:令和6年度から令和10年度)」
41 とは施策的に関連が深いことから、次回改定時に両計画を一本化すること
42 とします。

43 第2 島根県におけるDVの現状と第4次改定計画の総括

44 (1) DVの現状

45 全国の配偶者暴力相談支援センター*（以下、「DVセンター」という。）
46 で平成27年以降に受けたDV相談件数は、新型コロナウイルス感染症（以
47 下、「コロナ」という。）拡大に伴う外出自粛等でDVの加害者と被害者が
48 家に居合わせる機会が増えたことにより、令和2年度に過去最高（約12
49 万9千件）となり、その後も12万件台という高水準で推移しています。

50 このようなDV被害等の増加や深刻化に対応するため、令和2年度に新
51 たな相談先として国が開設したのが「DV相談プラス」です。「DV相談
52 プラス」では、24時間365日対応の電話相談、チャット等相談、男性から
53 の専門相談や多言語対応等を行い、相談件数は5万件前後となっています。
54 なお、「DV相談プラス」において緊急保護が必要な相談を受け付けた場
55 合等は、必要に応じて都道府県のDVセンターと連携して対応することと
56 されています。

57 本県におけるDVセンターである島根県女性相談センターや県が設置
58 する各児童相談所の女性相談窓口で受けた相談件数の合計は、令和元年度
59 以降コロナの流行に合わせて増加し、令和3年度の1,129件をピークに、
60 その後も900件前後で高止まりしている状況です。一方で、市町村の相談
61 窓口で受けた「配偶者からの暴力」を主訴とする相談件数は、令和3年度
62 には363件と減少したものの、その後は緩やかに増加しています。

63 これら県と市町村を合わせた県全体の相談件数で見ると、コロナ下で一
64 時増加しましたが、近年はコロナ流行前の水準に近づいています。それ
65 でも毎年度1,200件台と依然高い件数となっています（図表1）。

66 また、各児童相談所における児童虐待の新規認定件数のうち、DVによ
67 る心理的虐待が占める割合は、年度によってばらつきが見られます（図表
68 2）。

69 警察においては、島根県警察本部及び各警察署で受け付けたDV相談の
70 件数（以下、「DV認知件数」という。）は、100件から217件の間で推移
71 していますが、ここ3年間は150件を下回っています（図表3）。

72 これらの統計数値から、全国的にはDVの相談件数が上昇傾向にある一
73 方で、島根県ではコロナ流行前の水準に戻ったものの、児相や警察が関与

74 する案件が未だ一定数ある状態です。さらには、まだ相談に至っていない
75 潜在的なDV被害も懸念されます。

76

*** 配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）**

DV防止法第3条には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る目的で、都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めるとされている。

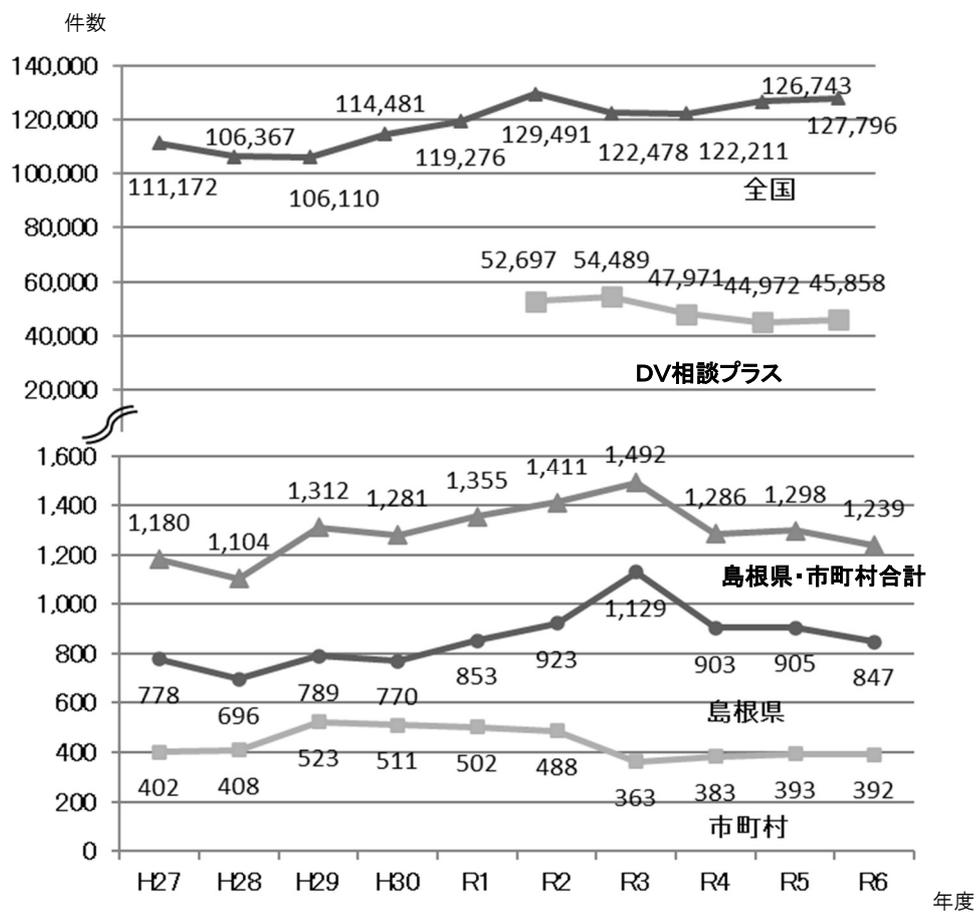
【業務内容】

- 相談や相談機関の紹介
 - 被害者の心身の健康回復のため、医学的又は心理的な指導や助言等
 - 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護（*1）
 - 自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
 - 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
 - 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- （*1）一時保護については、女性相談支援センターが自ら行うか、女性相談支援センターから一定の基準を満たす者に委託して行うこととなる。

島根県女性相談センター（松江）及び同西部分室（大田）が有する機能

機能	根拠法等
配偶者暴力相談支援センター	DV防止法 第3条
女性相談支援センター	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 第9条
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	第5次男女共同参画基本計画等

77 ■図表1 配偶者からの暴力相談件数



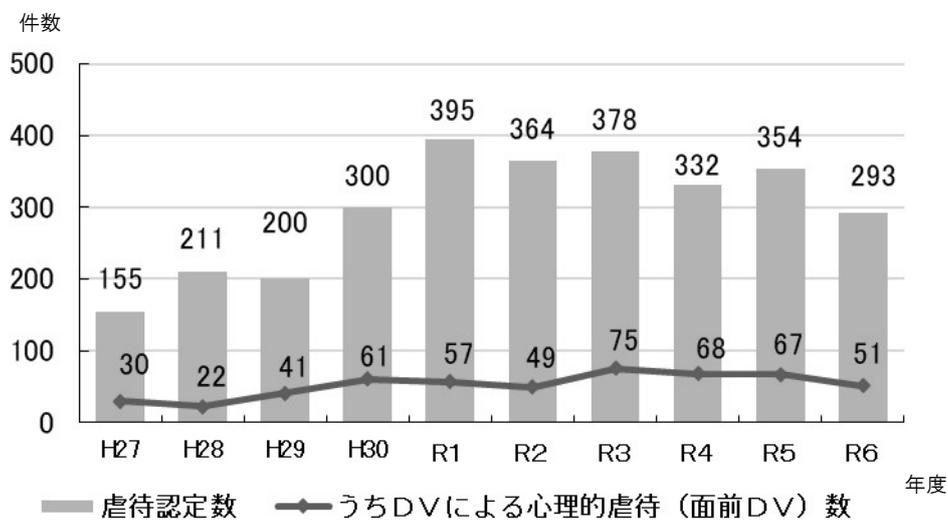
78

79

- ・「全国」及び「DV相談プラス」 出典 内閣府「配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移(年次)」
- ・「島根県全体(県と市町村の合計)」、「島根県のみ(DVセンター及び児童相談所)」及び「市町村のみ」 出典 青少年家庭課調査
- ・「市町村のみ」の件数は婚姻(事実婚含む)関係にある相手方からの暴力に係る相談件数のみで、恋人等からの暴力は含まない

81

82 ■図表2 児童虐待に占めるDVによる心理的虐待の認定状況



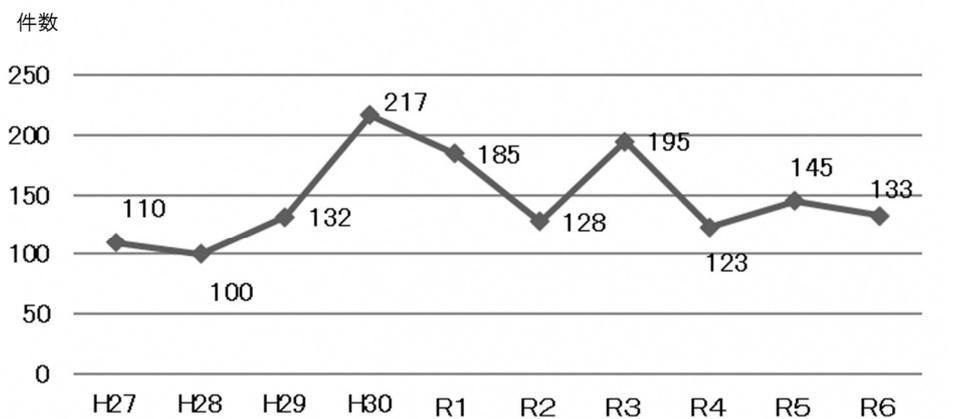
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
面前DVの割合	19.4%	10.4%	20.5%	20.3%	14.4%	13.5%	19.8%	20.5%	18.9%	17.4%

83

出典 島根県児童相談所「業務概要」(認定件数は児童相談所分のみ)

84

85 ■図表3 警察が把握したDV認知件数の推移



出典 島根県警察本部人身安全少年課調査

年度

86

87 (2) 第4次改定計画の総括

88 第5次改定計画の策定にあたり、令和2年度に策定した第4次改定計画
89 の基本目標ごとの取組と数値目標の達成率も含めた成果について検証し
90 ます。

91 ○第4次改定計画の基本的考え方

92 基本理念（目指す方向）

- 1 DVを生まない社会
- 2 DV被害者の人権が尊重される社会
- 3 DV被害者が安心安全な環境で自立(自律)を実現できる社会

93

94 基本的視点

- 予防のための教育と啓発
- 被害者の立場に立った切れ目のない支援
- 関係機関等の連携強化
- 被害者等の安全の確保への配慮
- 市町村の体制強化への支援
- 地域の状況に応じた対応等
- 広域的な施策の実施

95

96

○総括

97

基本目標 I DVを生まない社会づくり

目標項目	計画策定時の 現状値	令和7年度 目標値	直近の データ*	達成率
予防教育を実施している 学校*の割合	—	80.0%	70.9%	88.6%

出典 青少年家庭課調査(令和7年3月)

*学校とは県内の中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校をいう。以下、同じ。

98

99

- 学校での予防教育の実施率は、令和7年度の目標値80.0%に対し、直近3年間は、令和4年度が70.8%、令和5年度が79.6%、令和6年度が70.9%と、年度によって変動がありますが、直近(令和7年3月)において目標は達成できていません。

100

101

102

103

- 学校において予防教育を実施していない詳細な理由は確認していませんが、予防教育を隔年などの頻度で実施している学校があることなどが目標未達成の原因の一つとして考えられるため、実施したことがある学校は全体の8割を超えている可能性があります。

104

105

106

107

- 県では、若い世代がDVに対する知識等を習得できるよう、教職員や女性相談支援員、市町村職員を対象とした予防教育実践者研修を実施したり、教育委員会でも校長会や養護教諭等への会議・研修を通じた働きかけや経費支援などを行ってきました。

108

109

110

111

- 県のほかにも、一部の市や民間団体でも、デートDVや性暴力に関する出前講座や研修を積極的に展開しています。

112

113

- 若年層への予防教育は、暴力を容認することなく、自他を尊重する姿勢を育み、健全な関係性を築く能力を養うために必要です。国が進める『子どもたちを性犯罪・性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもさせないための「生命(いのち)の安全教育*1』等の実施の動きも注視しながら、学校において取組みやすい環境づくりに努める必要があります。

114

115

116

117

118

119

*1 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すもの【出典 文部科学省ホームページ】

120

121

122

基本目標Ⅱ DV被害者の権利擁護

目標項目	計画策定時の 現状値	令和7年度 目標値	直近の データ*	達成率
DV被害者が相談した割合	—	60.0%	50.0%	83.3%

出典 令和7年度島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査

123

124 ・ 令和7年度に県が実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実
125 態調査（以下、「県民意識調査」という。）」において、DV被害の経験
126 者に「誰かに相談したか」を尋ねたところ、いずれかの相談先を回答
127 した人の割合は50.0%となり、目標値の60.0%を下回りました。男女
128 別では、女性が49.2%、男性が55.6%でした（P28 図表7）。

129 ・ 相談をためらう背景には、他人に知られることへの不安、相談した
130 ことが加害者に伝わり暴力が悪化する懸念、離婚などによって生活が
131 変わってしまうことへの恐れ、あるいは助けを求めても何も変わらない
132 いかもしれないという思いなどがあると推察されます。

133 ・ しかし、DVは被害者自身に対し、ケガなどの身体的な被害だけで
134 なく、深刻な精神的影響等を及ぼすことに加え、暴力を目の当たりに
135 して育つ子どもにも深い心理的影響を残します。

136 ・ このため、DVの被害に遭ったときは、一人で抱え込まず、まずは
137 身近な人や相談窓口へ声を届けることが大切です。とりわけDVセン
138 ターなどの専門機関は、被害者の気持ちに寄り添い、豊富な知識と経
139 験を生かして最適な支援を行うことができます。また、周囲の方が相
140 談窓口の情報を伝えるなどして、被害者がためらわずに専門機関につ
141 ながることができるように支えることも重要です。

142

143

基本目標Ⅲ DV被害者のくらしを支える地域づくり

目標項目	計画策定時の 現状値	令和7年度 目標値	直近の データ*	達成率
市町村がDV被害者に継続的に関わっている割合	—	100.0%	100.0%	100.0%

出典 青少年家庭課調査(令和7年6月)

144

145 ・ 「市町村がDV被害者に継続的に関わっている割合」とは、DV被害者のうち、加害者との同居による再被害の懸念がある方、疾病や障がいを抱える方、生活困窮にある方など、複合的で多岐にわたる問題を抱える被害者に対し、市町村の関係部署が連携して、「切れ目のない支援」を提供できているかを測る指標です。

150 ・ 直近（令和7年6月）の調査において、継続的な支援を必要とする被害者がおられると回答した全ての市町村において、被害者の状況に応じた、庁内連携による支援を行っていることが確認できました。

153 ・ 市町村は、最も身近なDV相談窓口であると同時に、住民に身近なサービスを提供する制度の実施主体でもあります。そのため、児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護などを所管する関係部署と連携し、切れ目のない包括的な支援を提供していく役割が求められます。

158 ・ 継続的な支援を行うには、支援者と被害者の間に信頼関係を築き、困難や状況の変化が生じた際に速やかに連絡し合える関係を整えておくことが重要です。また、関係機関との連携を日常的に図っておくことも不可欠です。今後も、この体制を維持・発展させていくために継続した取組が求められます。

163

164

基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化

目標項目	計画策定時の 現状値	令和7年度 目標値	直近の データ*	達成率
女性相談センター、児童相談所、警察において相談対応を行う職員のうち、DVと児童虐待両方の専門研修の受講経験がある職員の割合	—	100.0%	61.5%	61.5%

出典 青少年家庭課調査(令和7年6月)

165

166 ・ 女性相談センター、児童相談所、警察において相談対応にあたる職員が、DVと児童虐待の双方に関する専門研修を受講した割合は、令和4年度および5年度が80.2%であったのに対し、令和6年度は
167 61.5%となり、計画策定時の目標を達成することはできていません。
168
169

170 ・ 子どもが直接暴力を受けていなくても、夫婦間の暴力が子どもの目の前で行われる「面前DV」は心理的虐待に該当します。また、DV
171 被害者は加害者への恐怖から、子どもへの暴力を制止できなくなることがあります。
172
173

174 ・ このため、女性相談センター、児童相談所、警察で相談対応を行う職員は、DVの構造や特性を十分に理解し、DVと児童虐待の双方の
175 視点をもって相談にあたることが求められます。今後も、全ての関係
176 職員が専門研修を受講できるよう、引き続き受講を促していく必要があります。
177
178

179

180 第3 第5次改定計画の基本的考え方

181 (1) 基本理念（目指す方向）

182 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV被害者は多く
183 の場合女性であり、女性の自立に様々な困難が伴う社会において、女性への
184 DV加害は、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。そのため、
185 被害者の人権擁護と男女平等の実現を図るためには、DV根絶のためのあら
186 ゆる側面からの不断の取組が必要です。

187 また、DVは同性カップル間の暴力や、被害者が男性、外国人、高齢者、
188 障がい者であるケースもあることや、身体的、精神的、経済的、性的と、多
189 様な暴力形態が複合的に発生しやすい点にも留意すべきです。

190 近年、国においてはDVに関係する法律の制定・改正が相次いでいます。

191 「DV防止法」は、令和6年、令和7年に相次いで改正され、保護命令制
192 度の拡充、違反時の罰則強化に加え、都道府県における自立支援や関係機関
193 間の連携強化が求められています。

194 また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性
195 支援法」という。）」が令和4年に制定、令和6年に施行され、DVを含む様々
196 な困難を抱える女性の早期発見と女性一人ひとりのニーズに応じ、本人の立
197 場に寄り添った切れ目のない包括的な支援体制の整備が重要とされました。

198 さらに令和5年には「刑法」が改正・施行され、配偶者やパートナー間
199 においても不同意性交等罪等が成立することが明確化されました。加えて、令
200 和8年4月からは、改正「民法」の施行による、共同親権が導入されます。

201 このような国の動向を踏まえ、本県においても国と方向性を合わせ、第4
202 次改定計画の総括を踏まえつつ、引き続き以下の3つを基本理念とします。

1 DVを生まない社会

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、子どもが同居する家庭におけるDVは子どもに対する心理的虐待にあたります。

DVを生み出す背景には、固定的な性別役割分担意識等があると言われています。このため、そうした意識を形成する幼少期から各ステージに応じた継続的教育・啓発活動を推進し、県民一人ひとりがDVやその要因に対する認識を持つことや、DVの被害者も加害者もつukらないという強い信念を持って主体的にDV根絶に取り組むことが必要です。

2 DV被害者の人権が尊重される社会

DVは加害者から被害者への重大な人権侵害であり許されるものではありません。被害者の人権を守るためには、DVの潜在化と深刻化を防ぎ、被害を受けた後、できるだけ早い段階からの被害者に寄り添った適切な対応、支援が必要です。

また、DVが長期化し、被害者の自己肯定感や自己決定する力が奪われないように、被害者の意向を尊重した支援体制づくりを行うことが必要です。

3 DV被害者が安心安全な環境で自立を実現できる社会

DV被害者が、自らの人権を回復し自分らしく生きるためには、暴力のない安心安全な生活環境の確保はもちろんのこと、経済面や社会生活上の諸問題の解決だけではなく、被害者が心身を回復させ、自分のために選んだ人生を生きることが出来る自立の実現が求められます。

これらを実現するためには、被害者やその家族等へのきめ細かな支援やサービス等が提供できる、サポート体制が整った地域づくりが必要です。

208 (2) 基本的視点

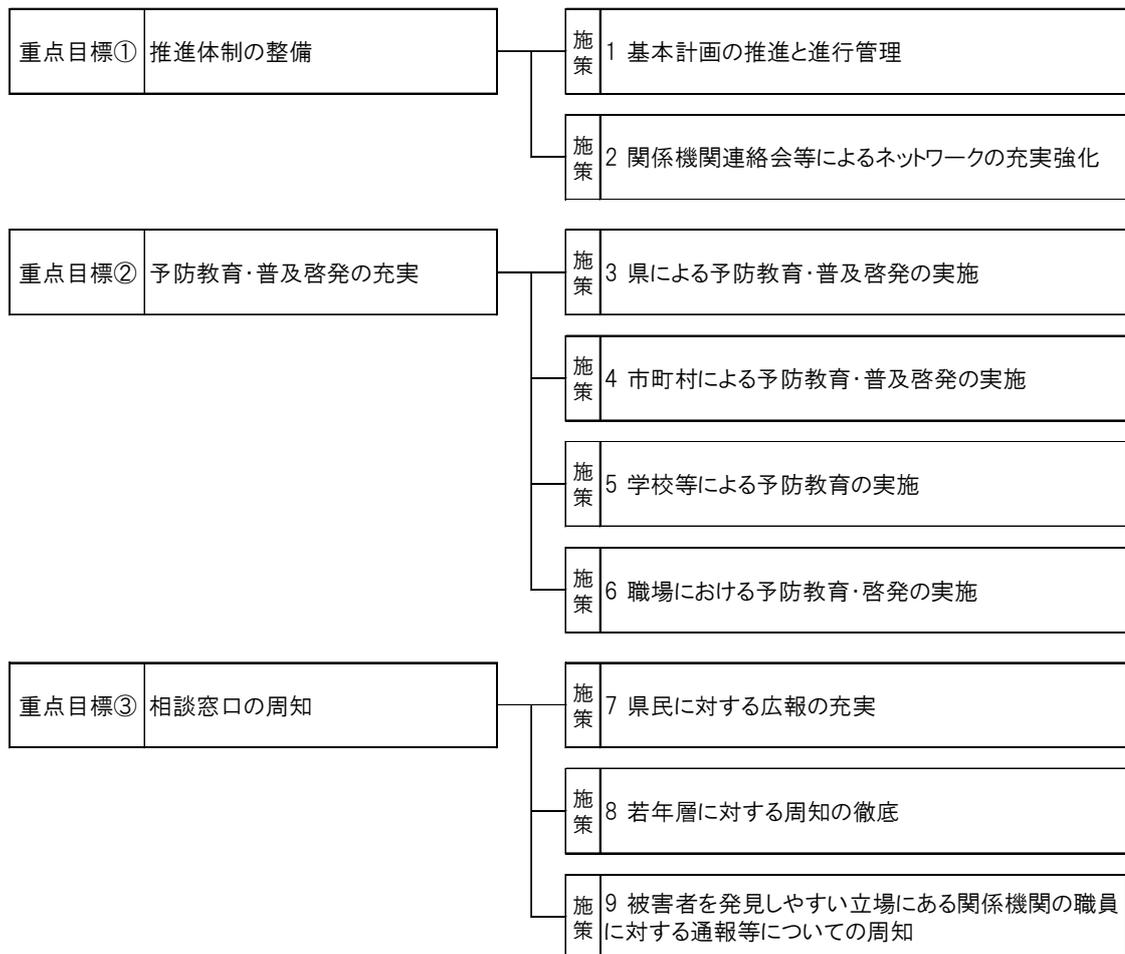
- 予防のための教育と啓発
- 被害者の立場に立った切れ目のない支援
- 関係機関等の連携強化
- 被害者等の安全の確保への配慮
- 市町村の体制強化への支援
- 地域の状況に応じた対応等
- 広域的な施策の実施

209

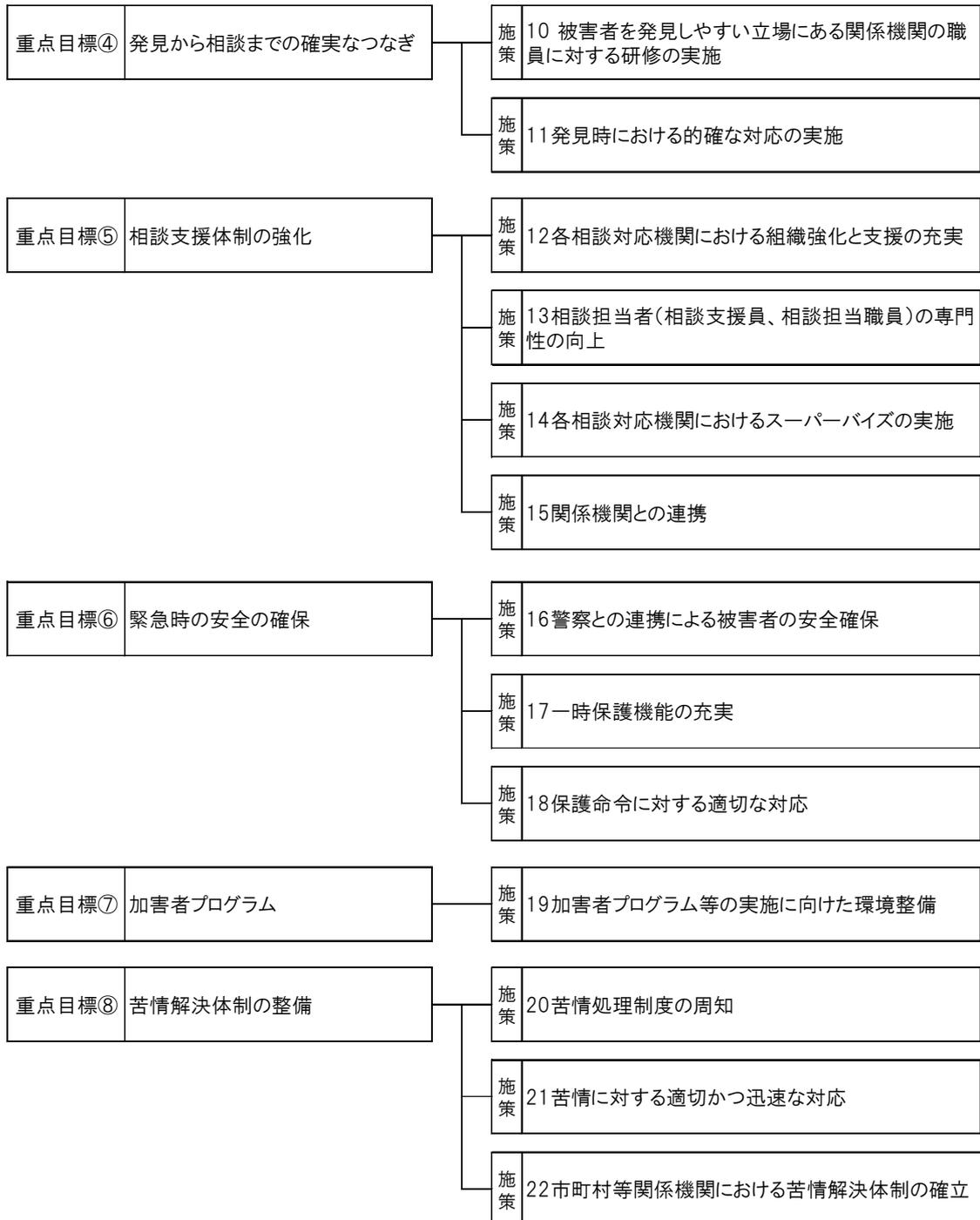
210 (3) 計画の体系

211 この計画は、基本理念の実現のため、4つの基本目標を設定し、その下には
 212 12の重点目標及びそれを達成するための27の施策を設定しています。

【基本目標Ⅰ】DVを生まない社会づくり



【基本目標Ⅱ】 DV被害者の権利擁護



213

214

215

【基本目標Ⅲ】 DV被害者のくらしを支える地域づくり

重点目標⑨	DV被害者の自立支援	施策	23被害者の社会的・経済的自立に向けた支援の実施
		施策	24被害者の精神的自立に向けた支援の実施
重点目標⑩	地域におけるサポート体制の構築・充実	施策	25市町村体制の機能強化

【基本目標Ⅳ】 関係機関の連携強化

重点目標⑪	児童虐待対応機関との連携強化	施策	26要保護児童対策地域協議会参画機関の連携
重点目標⑫	関係機関との連携強化	施策	27民間団体等その他関係機関との連携

217 **第4 DV対策に係る具体的取組**

218 **(1) 基本目標Ⅰ DVを生まない社会づくり**

219 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、
 220 外部からの発見が困難な家庭内において行われることや、当該家庭の個別
 221 の問題として捉えられる場合が多いことから、見過ごされたり潜在化しや
 222 すい状況があります。しかし、その背景には、男女の社会的地位や経済力
 223 の格差、固定的な性別役割分担意識等、過去から今日に至るまで、男女が
 224 おかれてきた社会的・構造的な問題があり、解決に向けては一人ひとりがD
 225 Vを自分の問題として捉え、社会全体で取り組む必要があります。

226 DVを生まない社会を実現するためには、県民一人ひとりがDVを他
 227 人事ではなく、社会全体の問題であるという認識と、家庭・地域・学校・
 228 職場など社会のあらゆる場面で、「暴力を生み出さない、許さない」とい
 229 う強い意識を持つことが必要であり、DVに関する講習会や研修会等、予
 230 防教育や普及啓発の取組を一層充実・強化していく必要があります。特に、
 231 「誰も・誰からも・誰に対しても」暴力を振るわない、振るわれない、暴
 232 力を許さないといった意識が育つよう、幼少期から人権教育に取り組ん
 233 でいくことが重要です。また、DV被害を深刻化させないためには、当事
 234 者や周囲の人ができるだけ早い段階でDVであることに気づき、相談に
 235 つながる行動をとれることが重要であり、引き続きDV相談窓口の周知
 236 を図ることが必要です。

～DV・デートDVにおける暴力の種類～

DVの加害者から被害者へ行われる暴力は、身体を傷つけられるような身体的暴力だけでは
 ありません。次の暴力は全てDVにあたり、これらの暴力が重複して起こっています。暴
 力は、加害者が被害者を支配する（自分の思い通りにする）ための手段として、都合よく使
 われています。

(暴力の例)

身体的暴力	殴る、蹴る、突き飛ばす、髪の毛を引っ張って引きずり回す、首を絞める、刃物を突きつける
精神的暴力	大声で怒鳴る、脅したり威嚇したりする、無視して口をきかない、暴言を吐く、バカにする、ののしる、何時間も説教をする、わざと大事な物を壊す
経済的(金銭的)暴力	生活費を渡さない、お金の使い方を細かくチェックする、外で働かせない、仕事をやめさせる、借金をさせる
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶の強要、無理やり触ったりキスをする、見たくないポルノを見せる
社会的暴力	行動を監視する、携帯電話をチェックする、実家や友人との付き合いを制限する

238

◎数値目標

目標項目	計画策定時の 現状値*	令和10年度 目標値
予防教育を実施している学校の割合	70.9%	82.5%

出典 青少年家庭課調査(令和7年3月)

239
240
241
242

若年層への予防教育は暴力を容認しない価値観を育み、自他を尊重する健全な人間関係を築く力を養う上で極めて重要です。そこで、前計画に引き続き学校における予防教育の実施率向上を目標に掲げ、目標値を82.5%へと上方修正し、改めて達成に向けた取組を強化していきます。

243

244 重点目標① 推進体制の整備

245 【現状と課題】

246 ○基本計画の推進と進行管理

247
248
249
250
251

県では、計画の推進と進行管理を担ってきた庁内担当者による「島根県DV対策推進会議」を廃止し、令和6年4月施行の改正「DV防止法」及び「困難女性支援法」に基づく法定協議会として、新たに「島根県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議（以下、「ネットワーク会議」という。）を設置しました。

252
253
254

ネットワーク会議は、国・県・市町村・民間団体の支援機関の代表者からなる「代表者会議」と県及び市町村の実務担当者からなる「実務者会議」の二つの会議体で構成しています。

255
256
257
258
259

これまで、県レベルで官民の支援機関が一堂に会し、DV防止施策の推進・進行管理を担うための会議体はありませんでしたが、ネットワーク会議の設置により、支援機関間の連携強化や情報共有が可能となり、より効果的な推進体制が整いました。今後は、会議運営における実効性を一層高めていくことが求められます。

260

261 ○関係機関連絡会等によるネットワークの充実・強化

262 島根県は東西に長く、さらに離島を有する地理的特性を踏まえ、県内を
263 7 圏域に分けて地域のニーズに応じた取組が行き届くよう努めています。

264 各圏域では、福祉、人権、警察、医療、教育、労働等の関係機関で構成
265 する「島根県困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議」（以
266 下「圏域別会議」という。）を開催し、情報共有や意見交換を通じて、多分
267 野にわたる各機関の役割や機能について相互理解を深めるとともに、個別
268 の支援対象者に必要な支援内容を検討するための「個別ケース検討会議」
269 も随時開催しています。

270 また、子どもを守る地域ネットワークである市町村の「要保護児童対策
271 地域協議会」や高齢者・障がい者虐待防止のネットワークなど、DVと関
272 連の深い既存の地域ネットワークとの連携も引き続き強化していく必要
273 があります。

274 島根県では、こうした圏域単位での取組と、ネットワーク会議による広
275 域連携を両立させることが、支援の実効性を高めるために不可欠です。

276

277 【今後の具体的取組】

施策	所管
1 基本計画の推進と進行管理	
1 県は、島根県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議の代表者会議及び実務者会議においてDV防止施策の更なる推進と進行管理を行います。	ネットワーク会議構成機関
2 市町村は、県基本計画を勘案し、地域の実情に応じた対策を推進するため、市町村計画を策定し実践に努めます。	市町村
3 県は、市町村に対し、市町村基本計画に基づいた施策が円滑に実施されるよう、情報提供や助言等の支援を行います。	ネットワーク会議構成機関
2 関係機関連絡会等によるネットワークの充実強化	
4 「島根県困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議の全体会議において、DV防止・被害者支援への共通理解を深め、関係機関相互の連携強化を図るとともに、具体的な事例発生時には個別ケース検討会議を開催するなど機動的に対応する体制の構築を図ります。	青少年家庭課 女性相談センター 圏域別会議構成機関
5 要保護児童対策地域協議会や高齢者及び障がい者虐待防止のためのネットワーク等、DVの問題と関連の深い分野において、既存のネットワークとの連携を図ります。	青少年家庭課 女性相談センター 市町村 児童相談所（女性相談）

278

279

280 **重点目標② 予防教育・普及啓発の充実**

281 **【現状と課題】**

282 ○普及啓発

283 県では広報誌、ホームページ、テレビ・ラジオ等の各種広報媒体の活用
284 に加え、街頭活動等での啓発用リーフレットの配布、イベント、防犯教室、
285 各種研修会など、様々な機会を通じて、県民に対し幅広くDVに関する啓
286 発を実施しています。

287 ほかに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中には、国のパープ
288 ルリボン運動に合わせ、県および市町村の働きかけにより、令和7年度に
289 は県内9箇所の施設でライトアップを行いました。

290 これらの取組の成果もあり、県民意識調査（図表4）では、DVの認知
291 度が95.2%と、前回令和元年度調査時に比べ2.6ポイント高まりました。

292 一方で、同じく県民意識調査（図表5）では、DVが起こる背景や要因
293 を「暴力を振るわれる方に落ち度があるなど、配偶者（事実婚、パートナ
294 ー等を含む）に暴力を振るわれても仕方ないから」と回答した割合が、い
295 まだ2.1%ありました。

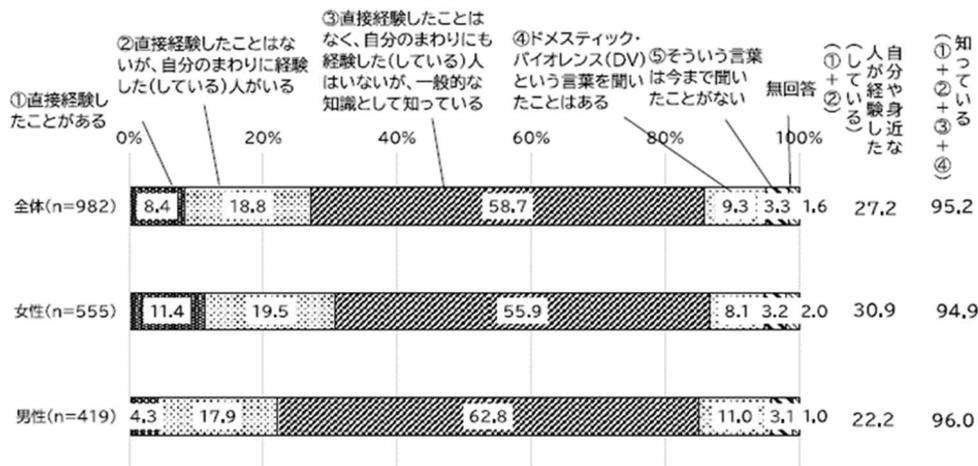
296 また、DVの被害経験がある人がどこにも相談しなかった理由として、
297 「自分にも悪いところがあると思ったから」と回答した割合が28.9%と、
298 DVの背景や本質についての理解がまだ進んでいない状況がうかがえま
299 す（P30 図表8）。

300 このため、引き続き広報・啓発活動を展開しながら、暴力は振るわれる
301 側に責任はなく、どのような理由があろうと、振るう側に責任があること
302 や、加害者は相手と場所を選んで暴力という手段を意図的に選んでおり、
303 相手を尊重するという考えに乏しいことを周知していく必要があります。

304 DVは個人の問題ではなく社会全体の問題であり、お互いの人権を尊重
305 し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有し
306 ていくことが大切です。

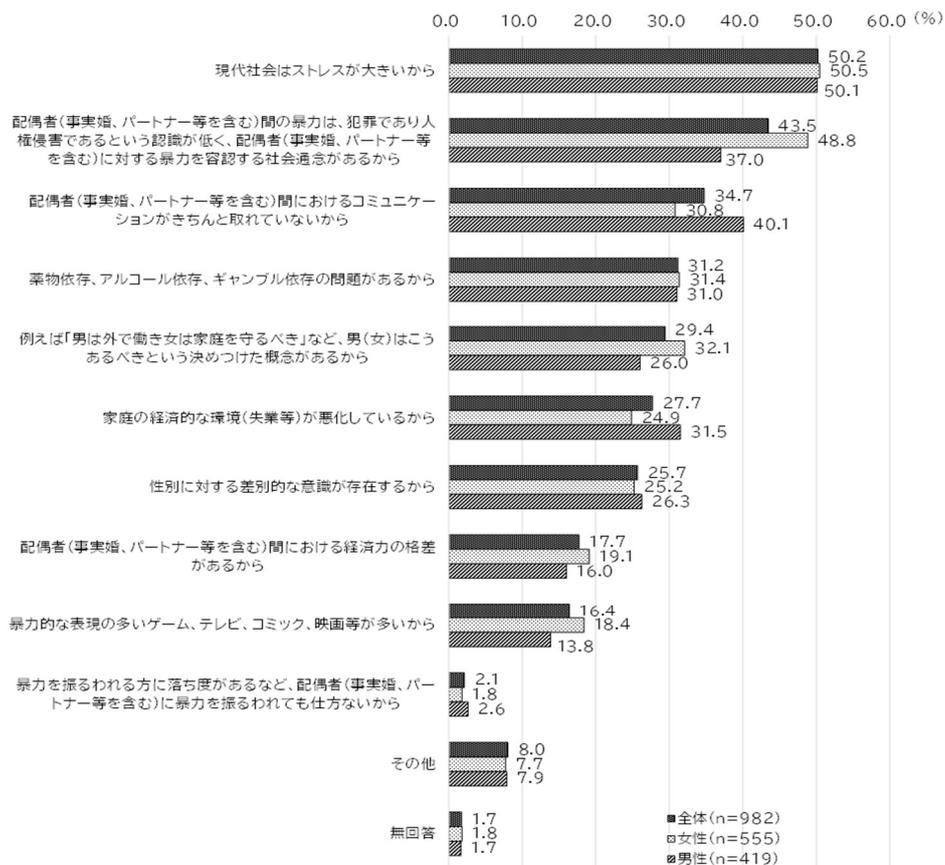
307

■ 図表4 ドメスティック・バイオレンスの経験・認知



出典 令和7年度島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査

■ 図表5 ドメスティック・バイオレンスが起こる背景や要因



出典 令和7年度島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査

311 ○予防教育

312 被害者自身や周囲がDVに気づかず、暴力を放置・見過ごしたり、被害
313 を受けても相談へのためらいや相談先不明のために行動できないことで、
314 被害の継続・深刻化につながる場合もあります。特に、児童が同居する家
315 庭でDVが行われることは心理的虐待に該当し、心身の成長に深刻な影響
316 を及ぼします。

317 こうした状況を改善するためには、県民のDVや児童虐待に対する理解
318 を促進するとともに、早期から「暴力を生まない環境づくり」の重要性を
319 意識できるよう、若年層へのDV予防教育の一層の充実が必要です。その
320 一環として、新たな取組である「生命（いのち）の安全教育」を推進し、
321 発達段階に応じた、性に関する指導を通じて、子どもたちが、性暴力の加
322 害者、被害者、傍観者にならないよう、性を正しく理解し、適切に行動で
323 きる力を身につけることが必要です。

324 特に、恋愛や交際を経験し始める中学生以上の生徒には、対等な関係の
325 重要性を学び、身につけてもらうことが大切です。平成24年度には、デ
326 ートDV予防教育教材「すてきな恋愛の法則」を作成し、県内全ての中学
327 校・高等学校・特別支援学校に配布しています。

328 加えて、教職員や女性相談支援員、市町村職員を対象とした予防教育実
329 践者研修や県内の学校でのデートDV出前講座の実施、パンフレット作
330 成・配布、学校への実施経費支援、校長会や養護教諭等への研修など様々
331 な機会を捉えて、予防教育の周知と人権尊重・男女共同参画の視点に立っ
332 た教育の推進に努めています。

333 生徒からは、「身体的暴力だけが暴力ではないことがわかった」「交際し
334 たら対等な関係を築きたい」といった感想が寄せられるなど、一定の成果
335 が見られます。しかし、予防教育の実施率の目標を達成していないため、
336 さらに推進と指導者育成に注力する必要があります。

337 また、県民意識調査（P28 図表7）によると、DV被害経験がある人の
338 うち、「知人・友人」に相談した人は24.4%、「家族・親戚」が23.2%と
339 なっています。周囲の人たちがDVについて理解し、被害者から相談を受
340 けた場合などに、見て見ぬふりをしたり、「よくあること」として傍観す
341 ることなく、声をかけたり、話を聞いたり、必要に応じて相談機関の情報
342 を伝えるなど、身近な支援者として、できることを行うことが求められま
343 す。

344 そのため、地域においても、民生委員・児童委員への研修や、県職場で
345 の人権・同和問題職場研修推進員研修などを実施しています。とはいえ、

346 県民意識調査（図表6）によると、「DV・デートDVに関する講座や研
 347 修を受講したことがない」と回答した人は64.6%に上り、今後も県民への
 348 理解の促進が求められます。

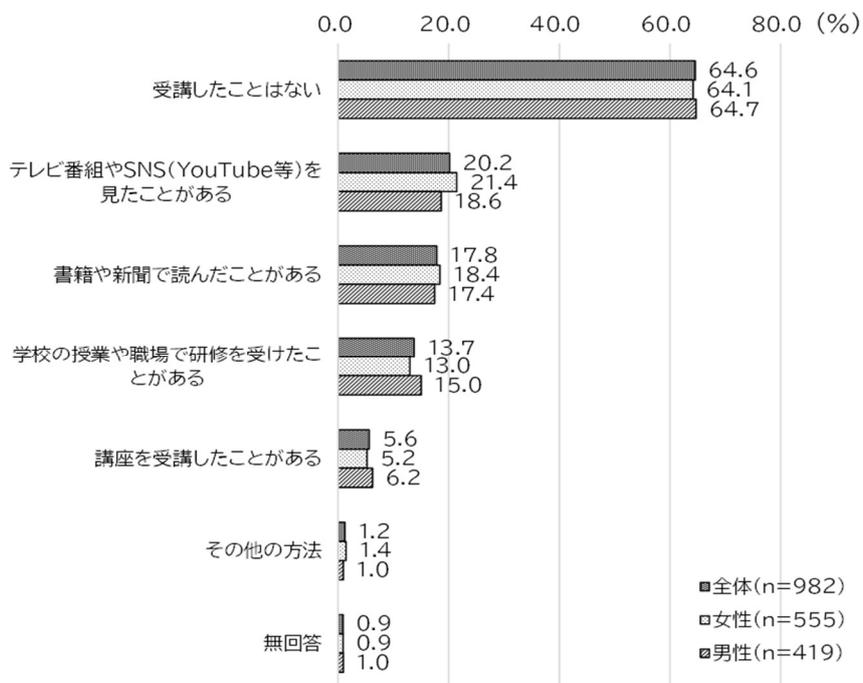
349 ほかに、講座や研修以外の情報源について複数回答で聞いたところ、
 350 「テレビ番組やSNS（YouTube等）を見たことがある」が20.8%で最も多
 351 く挙げられました。インターネット上には誤った情報も含まれるため、目
 352 にした情報を鵜呑みにせず、信頼できるウェブサイトであるか確認するこ
 353 とが重要です。

354 今後も、県内各地で行われる生涯学習、男女共同参画、人権啓発に関す
 355 る催しや研修など、家庭・学校・職場・地域などあらゆる機会に加え、イ
 356 ンターネット上の発信も活用し、予防教育に積極的に取り組んでいく必要
 357 があります。

358 特に、若年層への予防教育の重要性を踏まえ、学校における予防教育の
 359 実施率については、従来の目標値を82.5%へ上方修正し、改めて目標達成
 360 に向けた取組を強化していきます。

361

362 ■図表6 DV・デートDVに関する講座や研修会等の受講経験



出典 令和7年度島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査

【今後の具体的取組】

施策	所管
3 県による予防教育・普及啓発の実施	
6 県民一人ひとりが、DVは重大な人権侵害であること、子どもの面前でのDVは児童虐待にあたること、同性カップル間の暴力や被害者が男性、外国人、高齢者、障がい者などの場合があること、暴力の形態には身体的・精神的・経済的・性的なものなど多様な形があり得ること等の正しい理解を持つこと、また、DV発見時には速やかに通報や相談につなげられるよう、講演会や街頭活動、各種研修により、広報啓発、予防教育を積極的に行います。	女性活躍推進課 人権同和对策課 文化国際課 青少年家庭課 高齢者福祉課 障がい福祉課 女性相談センター 警察本部 児童相談所（女性相談）
7 「女性に対する暴力をなくす運動」や人権フェスティバル等における集中的な啓発を行うとともに、（公財）しまね女性センターと連携し、男女共同参画・女性活躍の視点から女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け広報啓発等を実施します。	女性活躍推進課 人権同和对策課 青少年家庭課 女性相談センター 警察本部 児童相談所（女性相談）
8 県内の外国人住民に対して、外国語パンフレットの作成や関係機関と連携した情報提供を行います。	文化国際課 青少年家庭課 女性相談センター
9 DV予防のためには、幼少期から人権尊重、男女平等の意識を育むことが必要であることから、学校等と連携し若年層を対象とした予防教育を行います。 特に、生命（いのち）の安全教育の推進、中学生や高校生、大学生等に対しては、デートDVの未然防止に向けて啓発を強化します。	青少年家庭課 女性相談センター 学校教育課 保健体育課 児童相談所（女性相談）
10 市町村等において、地域住民に対する予防教育や啓発事業が積極的に実施されるよう、各市町村の取組状況を把握するとともに、ネットワーク会議実務者会議において好事例等の情報提供に努めます。 また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中は集中的な啓発を呼びかけ、気運の醸成に努めます。	青少年家庭課
4 市町村による予防教育・普及啓発の実施	
11 市町村基本計画に基づき、地域住民に対する予防教育や啓発事業を実施し、DVに関する正しい理解の促進を図ります。	市町村
5 学校等による予防教育の実施	
12 各学校等において、人権の尊重や、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図るため、関係機関と連携して子どもの発達段階に応じた学習活動を実施します。特に中学・高校等においては、デートDV予防に係る学習の推進を図ります。	総務課 学校教育課 人権同和对策課 市町村
13 学校現場における適切な対応を確保するため、教職員に対し、デートDV予防教育を含めた「生命（いのち）の安全教育」への理解を促進する啓発等を行います。	学校教育課 保健体育課
14 養護教諭等を対象とした予防教育実践者研修を実施し、県で開発した「デートDV予防教育プログラム」の利用促進を図ります。	青少年家庭課 保健体育課
6 職場における予防教育・啓発の実施	
15 県は、職場研修の充実、促進を図るため、各所属の人権・同和問題職場研修推進員に対して必要な知識及び技法等についての研修や資料提供等を行います。また、公開講座等により、女性の人権をはじめとする様々な人権課題についての研修を行います。	人権同和对策課
16 市町村は、人権・DVに関する研修を実施し、各職員への意識啓発を図ります。	市町村
17 事業所や各種団体等の各職場において、DVに関する普及啓発や人権研修が実施されるよう、関係各課を通じて働きかけます。	青少年家庭課

365 **重点目標③ 相談窓口の周知**

366 **【現状と課題】**

367 ○相談窓口の広報

368 県のDV相談窓口は、DVセンターである女性相談センター（松江市）・
369 同西部分室（大田市）のほか、県内4箇所の児童相談所（中央隠岐相談室、
370 出雲、浜田、益田）に女性相談支援員を配置して、「配偶者からの暴力」を
371 主訴とする相談及び配偶者からの暴力が関係する相談について、合わせて
372 年間約900件以上の相談を受け付けています。

373 これまで、ホームページや新聞、広報誌への掲載やリーフレットの配布、
374 大型店舗等への相談カードの配置により、相談窓口の周知を図ってきました
375 ましたが、専門の相談機関であるDVセンターの認知度は、県民の意識調査で
376 は49.3%に留まっており、どこにも相談できず、一人で悩みを抱えている
377 被害者の存在が懸念されます。

378 このため、DV相談窓口等に関する情報が、被害者自身やその周囲の人
379 達に確実に届くよう、これまで行ってきた広報媒体の拡充や相談カードの
380 内容の充実、配置場所の拡大など、より効果的な手法等について検討し、
381 さらなる周知を図っていく必要があります。

382 また、男性、外国人、高齢者、障がい者、性的マイノリティの被害も潜
383 在化していることも考えられるため、被害者が相談しやすい環境づくりに
384 向けた取組が必要です。

385 相談窓口としては、DVセンターや児童相談所のほか、県内全ての市町
386 村においてもDV相談窓口が設置されています。また、人権啓発推進セン
387 ター（松江市）及び西部人権啓発推進センター（浜田市）においても、D
388 V相談を含む様々な人権課題に対応しています。

389 さらに、国では、相談機関の名称や電話番号を知らないDV被害者が、
390 「DV」や「暴力」などのキーワードを入力するだけで、迅速かつ簡便に
391 適切な支援にアクセスできるよう、全国共通の「DV相談ナビダイヤル（#
392 8008）」及び「DV相談プラス」を設置しています。これらの相談媒体を
393 利用することにより、県のDVセンターへのアクセスが容易となり、相談
394 のハードルが下がることが期待されます。県としても、これら窓口につい
395 ても、周知・広報を行うことが求められます。

396

397 ○若年層に対する周知

398 10代～20代の若年層に対しては、学校等を中心にリーフレットを配布
399 し、相談窓口の周知を図っていますが、周囲に知られることをおそれ、相
400 談をためらい、一人で問題を抱え込んでいることも懸念されます。

401 このため、若年層のニーズをくみ取り、気軽でありながら、相談する側
402 も受ける側も安全な相談のあり方について研究する必要があります。

403 ○関係機関の職員に対する周知

404 DVは、家庭内で行われるため、外部から発見することが困難な上、被
405 害者自身も、加害者からの報復のおそれや仕事、家庭の事情等様々な理由
406 により、支援を求めることをためらうことも少なくありません。

407 このため、保健、福祉、保育、教育、医療等のDVを発見しやすい職務
408 関係者に対し、DVに関する相談等を受けたり、DVが疑われる様子を察
409 知した際には、速やかに適切な相談機関へつなげられるよう、専門の相談
410 窓口の周知を図っておく必要があります。

【今後の具体的取組】

施策	所管
7 県民に対する広報の充実	
18 ホームページや新聞・広報等への掲載、リーフレットの配布、相談カードの配置等により、DV相談窓口の周知を行い、その内容の充実及び周知方法の拡大に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談）
19 男性、外国人、高齢者、障がい者、性的マイノリティの被害が潜在化していることが考えられるため、このような方々がためらわず相談できるよう、相談窓口の周知をはじめ、DV被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。	人権同和対策課 文化国際課 青少年家庭課 高齢者福祉課 障がい福祉課 女性相談センター 児童相談所（女性相談）
20 誰でも相談できる窓口として、人権に関する相談窓口の周知を図ります。	人権同和対策課 青少年家庭課
8 若年層に対する周知の徹底	
21 若年層の被害者が一人で抱え込むことのないよう、リーフレット等の配布により相談窓口の周知を行うとともに、若年層に届きやすい相談ツールの拡充に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談）
22 民間団体と連携した若年層への予防啓発に係る取組を実施します	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談）
9 被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する通報等についての周知	
23 医療機関や各種相談窓口（母子保健、児童相談、精神保健、高齢福祉等）の職員等、DV被害者を発見しやすい立場にある関係者が被害を発見した際に、速やかに適切な相談機関へつなぐことができるよう、相談窓口等の情報を積極的に提供します。	医療政策課 青少年家庭課 女性相談センター 警察本部 市町村 児童相談所（女性相談）
24 医療機関において適切な対応ができるよう、関係者用対応の手引きについて適宜内容をアップデートするとともに、活用を促します。	医療政策課 青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談）

412

413

414

(2) 基本目標Ⅱ DV被害者の権利擁護

415

416

417

前述のとおり、令和6年度に県のDV相談窓口で受け付けたDVに関する相談は847件、市町村では392件でした（図表1）。また、警察がDVとして認知した事案は133件（図表3）でした。

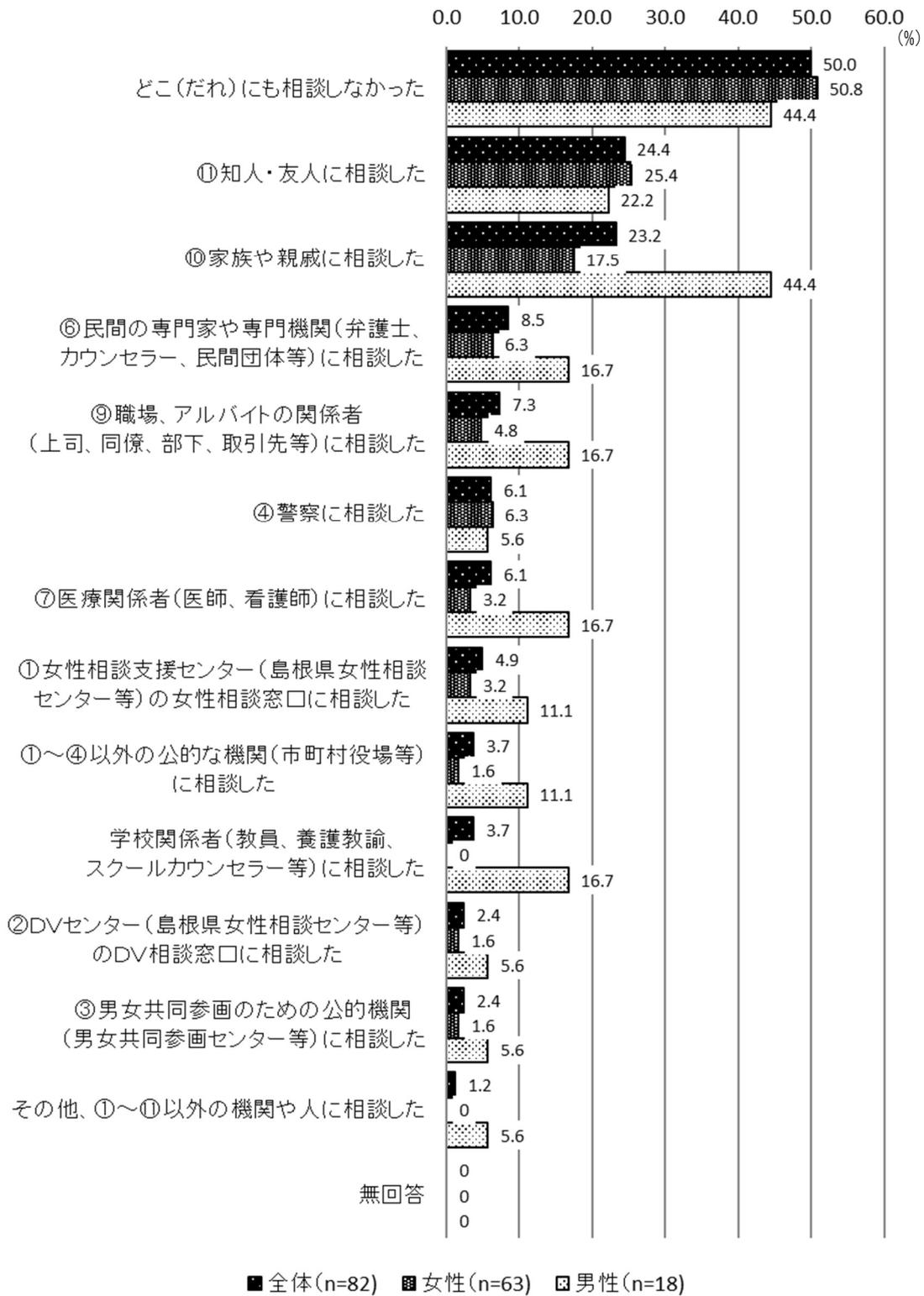
418

419

420

しかし、県民意識調査では、DV被害経験がある人のうち、だれにも相談しなかった人は50.0%（図表7）であり、半数の人は相談につながっていません。

■ 図表 7 配偶者（事実婚、パートナー等を含む）からの暴力の相談経験



出典 令和7年度島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

422 相談先の内訳を見ると、「どこ（だれ）にも相談しなかった」を除いた
423 場合、女性は「知人・友人」が 25.4%で最も多く、男性は「家族・親せき」
424 が 44.4%と、性別によって相談先の傾向に違いが見られました。

425 一方、相談先として「DVセンター」を挙げた割合は 2.4%（女性 1.6%、
426 男性 5.6%）、「市町村役場等」は 3.7%（女性 1.6%、男性 11.1%）にと
427 どまり、公的相談窓口につながりにくい状況がうかがえます。

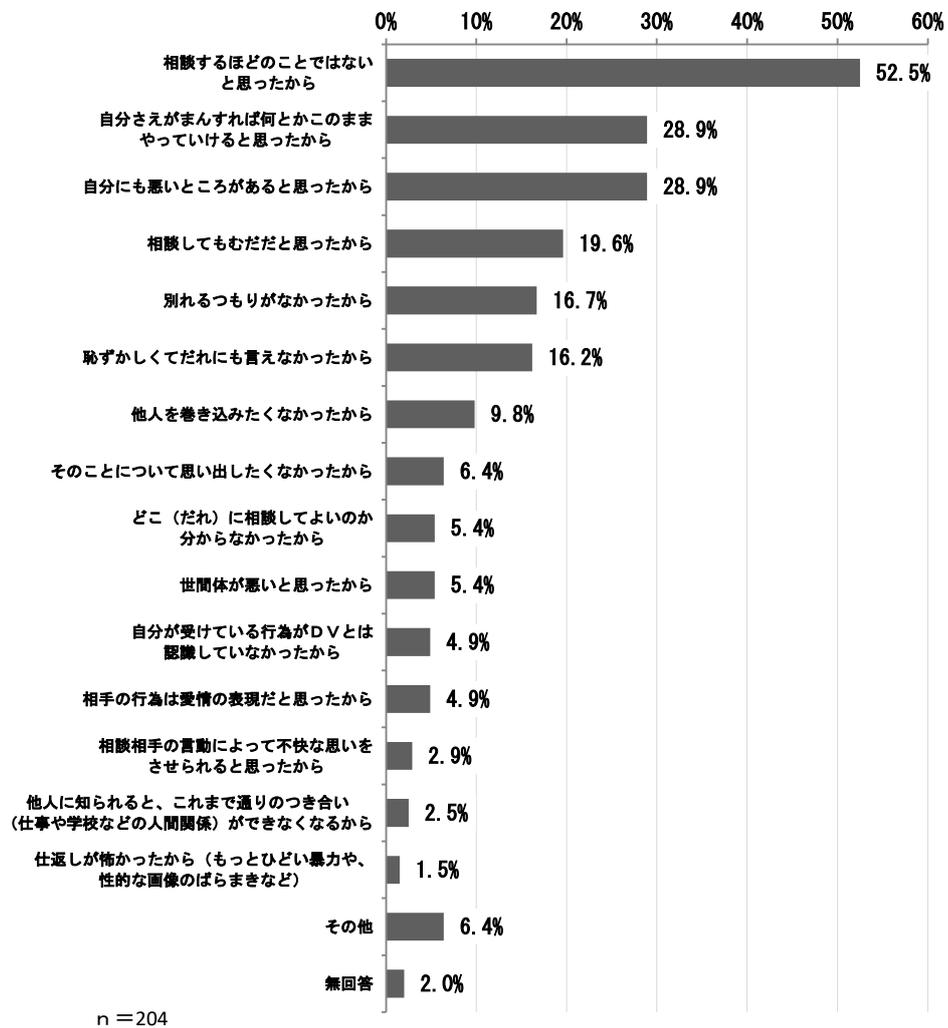
428 また、国が令和 6 年 3 月に実施した男女間における暴力に関する調査
429 （図表 8）では、DVを受けて「どこ（だれ）にも相談しなかった理由」
430 を見ると「相談するほどのことではないと思った」が最も高く約半数を占
431 めており、被害者が相談の必要性を認識できない状況があることがわかり
432 ます。さらに「我慢すればよい」、「自分も悪い」というような間違った認
433 識や、「相談してもむだ」と孤立化している状況がうかがえます。

434 被害者の人権擁護のためには、このような状況の改善を図り、被害者の
435 相談意欲を後押しし、被害者の周囲の人からの働きかけなども得ながら、
436 相談を促して早い段階から必要な支援に繋げることが必要です。

437 また、相談支援機関においては、被害者の意思を尊重しながら、緊急度
438 に応じた適切な判断と対応により、被害者の安心安全を確保し、必要に応
439 じて関係機関で連携して支援を行う必要があります。

440
441

■ 図表 8 配偶者（事実婚、パートナー等を含む）から受けた被害について相談しなかった理由（複数回答）



出典 内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書（令和6年3月）」

442

443

◎数値目標

目標項目	計画策定時の 現状値*	令和10年度 目標値
DV被害者が相談した割合	50.0%	60.0%

出典 令和7年度島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査

444

445 DV被害者が適切な支援を受けることは、権利擁護の観点から不可欠
446 であることから、第4次改定計画と同じ目標及び目標値とし、相談体制
447 の周知徹底や支援環境の充実を図り、被害者が安心して相談できる体制
448 の強化に取り組めます。

449

450 **重点目標④ 発見から相談までの確実なつなぎ**

451 **【現状と課題】**

452 前述したとおり、DVは問題の特性上被害者が自ら相談することが困難
453 な状況にあります。被害者の相談意欲を後押しし、相談につなげるために
454 は、被害を発見した者の適切な助言が有効です。

455 このため、市町村や医療機関、こども家庭センター、学校等の被害者の
456 身近にあり被害を察知しやすい機関や関係者が、被害者の特性等や適切な
457 対応について学ぶことで、専門の相談支援機関や関係機関に確実につなげ
458 ることができるようにすることが必要です。

459 **【今後の具体的取組】**

施策	所管
10被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する研修の実施	
25 教職員に対し、DV及びデートDVについて正しい理解を深め、適切な対応を実践できるよう、各研修を通じて理解の促進に努めます。	学校教育課 保健体育課
26 市町村や関係機関、各種団体等に対しては、県が専門的な研修を実施し、参加を呼びかけます。	青少年家庭課 女性相談センター
11発見時における的確な対応の実施	
27 DVを発見した関係機関は、被害者へ適切な助言を行うとともに、被害者の同意のもと専門機関との情報共有や相談窓口への同行支援等、被害者が確実に相談につながるよう的確な対応に努めます。	各対応機関

460

461 **重点目標⑤ 相談支援体制の強化**

462 **【現状と課題】**

463 ○一体的な相談支援体制の構築

464 女性相談センター（松江市）及び同西部分室（大田市）を、県のDV支
465 援機関の中核を担うDVセンターと位置付けるとともに、県内4箇所の児
466 童相談所に女性相談支援員を配置し、県下全域を対象とした相談体制を整
467 備しています。

468 また、市町村のDV相談窓口においても、ワンストップでの対応が可能
469 な体制が整えられており、より身近な場所で相談できる環境が確保されて
470 います。

471 DV被害者支援にあたっては、被害者が置かれている状況の多様性や複
472 合的な課題に対応することが不可欠です。その解決・改善に向けては、緊
473 急度や課題の性質に応じて必要な支援を多角的かつ一体的に提供できる
474 体制の整備が求められます。

475 そのためには、一時保護など専門性の高い支援から、生活に密着した日
476 常的・継続的な支援に至るまで、被害者のニーズと状況に即した適時・適
477 切な支援を行う必要があります。その際、各支援機関が自らの役割を明確
478 に理解し、役割分担と連携体制を構築することが不可欠です。

479 未だ支援につながらない被害者に対しても支援が行き届くよう、各機関
480 は支援体制の整備・強化を進めるとともに、より柔軟かつ緊密な機関連携
481 を可能とするネットワークづくりに取り組む必要があります。

482 さらに、子どもの面前で行われるDVは児童虐待に該当し、児童虐待の
483 背景にDVが存在する場合も少なくないことから、DV支援機関と児童虐
484 待対応機関の連携の重要性は一層高まっています。相互の業務理解を深め、
485 ケースを俯瞰的に把握したうえで総合的な対応を図るため、情報共有や支
486 援方針決定に関する連携強化が求められています。

487 ○市町村の相談支援体制の強化

488 市町村のDV相談窓口は、被害者が生活基盤を置く地域における最も身
489 近な相談先として、被害者の相談から自立支援まで、切れ目のないきめ細
490 かな支援を提供する主体的な役割を担っています。

491 被害者の権利擁護のためにも、相談窓口が必要な支援内容を的確に判断
492 し、関係機関と連携してコーディネートするワンストップ機能を十分に果
493 たすことが必要です。

494 そのためには、相談担当者がDVをはじめ複合的な問題に対応できるよ
495 う、知識やソーシャルワーク技術等の専門性を高めることが求められます。

496 県としては、市町村がその役割を十分に果たせるよう、各種研修の実施
497 や好事例の紹介など積極的な情報提供を行うとともに、基本目標Ⅲで述べ
498 る法定協議会の設置や女性相談支援員の配置、DVセンターの設置につい
499 て働きかけ、被害者が安心して相談・支援を受けられる体制整備を推進す
500 る必要があります。

501 ○性暴力被害への対応

502 令和5年に刑法及び刑事訴訟法が改正され、不同意性交等罪、不同意わ
503 いせつ罪が配偶者やパートナー間でも成立することが明確化されました。
504 DVセンターでは、県や民間団体が設置する「性暴力被害者支援センター
505 等」と連携しながら、性的DVを受けている場合に、医療・心理・法的支
506 援などが適切に提供できるように取り組むことが必要です。

507 ○多様化する相談ニーズへの対応

508 依然として男性から女性への暴力が多い現状ですが、男性被害者は声を
509 上げづらく潜在化していると考えられます。

510 また、外国人や高齢者、障がい者、性的マイノリティ等が被害者の場合
511 もあります。全ての相談窓口が、相談者の多様さに適切に対応できる体制
512 を整えることが必要です。

513 そのため、性別や年齢、障がいの有無、国籍にかかわらず、それぞれの
514 相談者が相談しやすい環境の整備を、より一層図っていく必要があります。

515 ○関係機関との連携

516 被害者の発見から自立に至るまでは、DVセンター、児童相談所、市町
517 村、警察、医療機関、教育機関、民生委員・児童委員、社会福祉施設、法
518 律家、人権擁護委員、民間団体など、多数の機関や関係者がそれぞれの役
519 割を活かし、協力して支援していくことが重要であり、これまでも各種会
520 議や研修等を通じて、関係機関や関係者との連携を深めてきたところです。

521 繰り返しになりますが、DVと児童虐待は深い関連性があることから、
522 DV対応機関は児童虐待の早期発見に努め、児童虐待対応機関はDV被害
523 者の適切な保護に協力するよう努める必要があります。

524 このため、引き続きDVと児童虐待の特性・関連性に関する理解を深め、
525 それぞれの対応機関の連携を進めることが大切です。

526 ○改正民法への対応

527 父母の離婚が子の養育に与える深刻な影響や子の養育のあり方の多様
528 化を背景に、令和6年に民法が改正され、子の利益の確保のために親の責
529 務が明確化されました。これに伴い、離婚後、父母双方または一方を親権
530 者とするほかにも、養育費の履行確保や親子交流などに関するルールが見
531 直され、令和8年までに施行されます。

532 DVセンターや児童相談所、市町村等のDV相談窓口では、離婚問題、
533 親権、DV被害、虐待などの相談に対応しています。親権について父母の
534 協議が調わない場合は家庭裁判所が父母の真意を確認すること、虐待やD
535 Vの恐れがあると認められる場合などには家庭裁判所が必ず単独親権と
536 すること、父母の協議等による取り決めがない場合にも養育費請求が可能
537 になることなど、これらの窓口では、民法改正の内容について十分に理解
538 した上で、相談に応じることが必要です。

539 他にも、県では国からの依頼を受けて、法務省が作成したパンフレット
540 等を市町村や関係機関に周知するとともに、県のホームページにおいて県
541 民への情報提供も行っていますが、引き続き周知を図っていくことが必要
542 です。

【今後の具体的取組】

施策	所管
12各相談対応機関における組織強化と支援の充実	
28 県は、DV相談センターがDV被害者支援の中核機関として、複雑な事例の見立てや支援のコーディネート、市町村等への適切な助言等の役割を果たすことができるよう、職員の専門性を高める体系的な研修の実施やより専門的に相談支援業務を指導できる職員（スーパーバイザー）の育成等、組織の強化を図ります。 また、市町村に対しては、ワンストップ機能*（役割）の理解促進と、DV相談センターの設置や女性相談支援員の配置等を働きかけます。 （*ワンストップ機能：被害者に必要な支援について判断し、他部局と連携・調整しながら包括的な支援をコーディネートすること）	青少年家庭課
29 市町村は、被害者に最も身近な相談機関として、相談から自立まで切れ目のないきめ細かな支援を提供するため、ワンストップ機能の充実を図ります。	市町村
30 複雑な事例や複数の機関による調整・連携が必要な事案への対応力を高めるため、定期的に事例検討会を行い外部のスーパーバイザーによる助言を受け、専門的な知識と技術の向上を図ります。	女性相談センター 児童相談所（女性相談）
31 被害者の心理的ケアのために、心理支援員によるカウンセリングを行います。	女性相談センター 児童相談所（女性相談）
32 各相談窓口では、被害者の心情に配慮した対応を行い、被害者の状況等必要に応じて適切な面接場所の確保や同行支援を行い、被害者の心身の状況に配慮した丁寧な対応を行います。	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村
33 法的支援、医療的支援が必要な相談者に対し、弁護士や医師による専門的な相談を実施します。	女性相談センター 児童相談所（女性相談）
34 外国人や聴覚障がい者の相談に適切に応じるため、通訳者や手話通訳者を確保します。	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
35 性的DVの被害者に対し、必要な支援を行うため、女性相談センター内に設置されている性暴力被害者支援センターたんぼぼ及び男性・男児のための性暴力被害者相談窓口と連携して、医療・心理・法的支援等を行います。	女性相談センター 青少年家庭課
36 市町村の女性相談窓口において、適切な対応ができるよう、関係者用対応の手引きについて適宜内容をアップデートするとともに、各窓口での活用を促します。	女性相談センター 児童相談所（女性相談）
37 職務関係者において、適切な対応がされるよう、関係者用対応の手引きについて適宜内容をアップデートするとともに、活用を促します。	女性相談センター 児童相談所（女性相談）
38 外国人相談者に対して、多言語による相談体制の充実や支援にあたる人材の育成・確保を行います。	文化国際課
39 外国人被害者の情報伝達手段の確保のため、引き続き通訳ボランティアを育成するとともに、各機関が行うDV関係の研修について情報提供を行い、参加を促します。	女性相談センター
40 性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず、あらゆる被害者がより相談しやすい環境の整備及び相談担当職員の専門性向上に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
41 「二次受傷」や「燃え尽き（バーンアウト）」状態等に陥ることを予防したり、緩和を図るなど、女性相談担当者の心理ケアに配慮する必要があることから、組織全体での業務支援や専門家による精神的ケアを行うとともに、女性相談担当者同士の相談（ピアカウンセリング）を実施します。	女性相談センター 児童相談所（女性相談）
13相談担当者（相談支援員、相談担当職員）の専門性の向上	
42 女性相談担当者や警察相談担当者等が複雑な事例に適切に対応し、解決に向けた支援を行うためのスキルアップを図るため、専門研修を実施します。	女性相談センター 警察本部
43 市町村や民間支援団体等の相談担当者のスキルアップを図るため、専門研修への参加を呼びかけます。	女性相談センター
44 DV対応や児童虐待対応を行う機関においては、個々の職員がDVと児童虐待の特性・関連性に関する理解を深めるため、各機関が実施する研修について相互に参加を呼びかけるとともに、これらの研修への積極的な参加に努めます。	青少年家庭課 児童相談所 女性相談センター 警察本部 市町村
45 被害者に接する関係者が二次的被害（*）を与えることのないよう、スキルアップのための研修等を実施します。 （*二次的被害：相談・保護・自立支援等に携わる職務関係者の不適切な言動により、被害者が傷つき、さらなる被害を与えること）	青少年家庭課 児童相談所 女性相談センター 警察本部 市町村

施策	所管
14各相談対応機関におけるスーパーバイズの実施	
46 各相談対応機関においては、DVについての専門的な知識の習得に努めます。	各相談対応機関
47 県は市町村のスキルアップを図るため、巡回訪問等により事例対応等への助言を行ったり、専門的な知識や技術を要する事例について関係機関から助言を求められた場合には、適切に対応を行います。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談）
15関係機関との連携	
48 被害者がおかれている多様な環境に配慮して適切な対応ができるよう、各関係機関それぞれの機能や役割を理解するとともに、被害者の個人情報保護の徹底を図りながら、積極的な情報共有と連携強化に努めます。	各対応機関
49 DVセンター、児童相談所、市町村、警察においては、特にDVと児童虐待の特性・関連性を理解した総合的な判断と機動的な対応が求められることから、定期的な連絡会や事例検討会を開催し、各機関の役割について相互理解を深め連携強化を図ります。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所 警察本部 市町村
50 被害者が抱える複合的な問題を解決する際には、法的な支援が重要であるため、法テラス島根や弁護士会と連携・協働します。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
51 被害者が裁判所において各種申立等を行う際には、手続き時における安全確保や、裁判所の職員等がDVを理解し被害者に寄り添った対応がされるよう、協力を求めています。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
52 被害者に対し支援を行う民間ボランティアや、外国人被害者のための通訳ボランティアに、県が実施する専門的研修への参加を呼びかけ、相談・支援技術の向上のための機会を提供します。	青少年家庭課 女性相談センター
53 圏域を超える広域的支援が円滑に行えるよう、連携体制の整備を図ります。	青少年家庭課
54 都道府県を越える広域的な避難や保護も増加していることから、広域的支援が円滑に行えるよう、保護の実施責任の明確化等具体的な対応について、他の都道府県との協議を進めます。	青少年家庭課 女性相談センター

544

545

重点目標⑥ 緊急時の安全確保

546

【現状と課題】

547

○ 緊急時の対応

548

DVは、些細なきっかけや加害者の身勝手な理由により、昼夜を問わず突然危険度が増す場合があります。被害者や関係者から警察に緊急通報があった場合には、速やかに必要な安全確保対策が取れるよう、DVセンターにおいても夜間休日に対応可能な体制を整備しています。

549

550

551

552

緊急度の判断や一時保護を含む安全策の確保については、判断を誤ることで被害者の命に関わる事態に発展すると危機感を持ち、被害者の意思を確認しながら、関係機関が必要な情報を漏れなく共有でき、対応についての協議や判断を行える連携体制づくりが必要です。

553

554

555

556

また、安全確保後の支援についても、加害者の追及等に対する対応や同伴児童等に関わる対応等について、関係機関で見通しや支援策を共有し、役割分担を行って速やかに支援を実施する必要があります。

557

558

559 ○ 一時保護体制の充実

560 DVセンターでは、DV被害者について必要と判断した場合には被害者
561 や同伴児童を一時保護することで安全確保を行っています。令和2年度から
562 令和6年度までの5年間におけるDVを理由とした一時保護数は86人
563 （単身者10人、児童等同伴者23人、同伴児（者）53人）でした（図表
564 9）。

565 被害者や同伴児童の心身の状態に配慮した適切な一時保護を実施する
566 ためには、被害者等が利用できる場所を複数確保することや、加害者から
567 の追及等への対応が適切に行える体制づくりや設備が必要です。

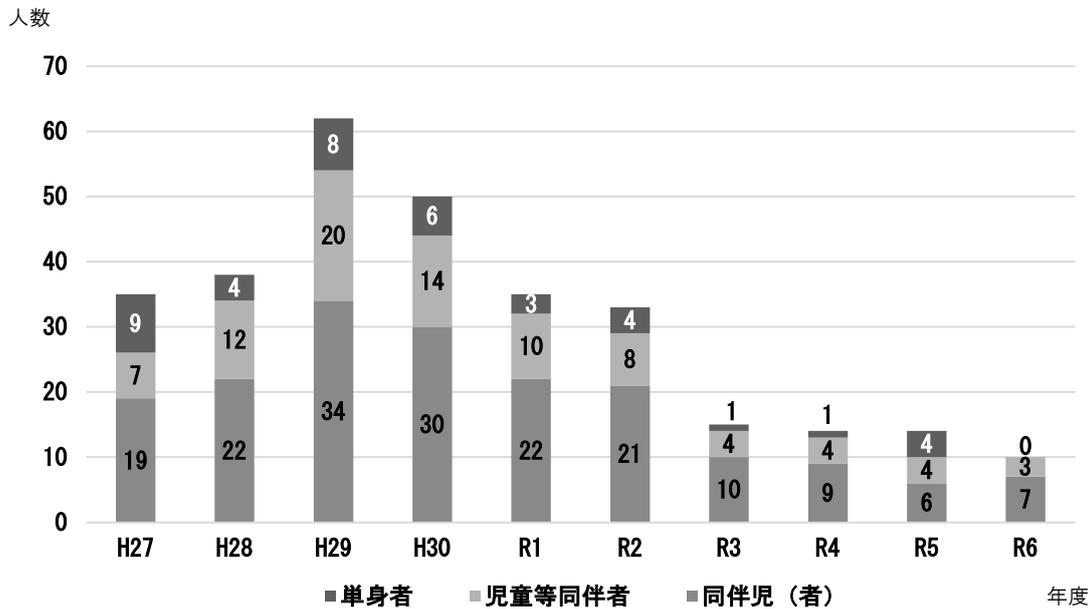
568 一時保護中には、衣食住の提供のみならず、被害者の心身のケアや退所
569 後に必要な支援策の検討や準備を速やかに行う必要があります。また、同
570 伴児童に対しても、学習機会の提供や心身のケア、発達に応じた対応を行
571 う必要があります。

572 現在、DVセンターでは、一時保護所を複数確保し、ケースワーカーや
573 心理職の配置、精神科医や弁護士による専門相談の実施、児童への学習支
574 援員の配置など、多角的な支援を行っています。しかし、必要な支援を十
575 分に提供するためには、さらなる体制整備と関係機関との連携強化が求め
576 られます。

577 また、一時保護中は、安全の確保を最優先とする観点から一定の制約が
578 設けられる一方で、DV被害者のニーズは多様であり、仕事や同伴児童の
579 通学のための外出、スマートフォンの利用などが必要となる場合もありま
580 す。実際に、被害者の置かれている状況に応じて、こうしたニーズに対応
581 した保護を行った事例もあります。

582 今後は、被害者の権利擁護の観点も踏まえつつ、リスクの程度に応じた
583 柔軟な対応が可能となるよう、一時保護のあり方について、委託先の拡充
584 をはじめ、多様なニーズに応えられる体制の整備・充実を検討する必要が
585 あります。

586 ■図表9 DV被害者等の一時保護数の推移



出典 青少年家庭課調査

587

588 ○ 保護命令*に対する適切な対応

589 DVセンターと警察による令和2年度から令和6年度までの5年間に
 590 おける保護命令に関する支援件数は107件(約21件/年)となっています
 591 す(図表10)。

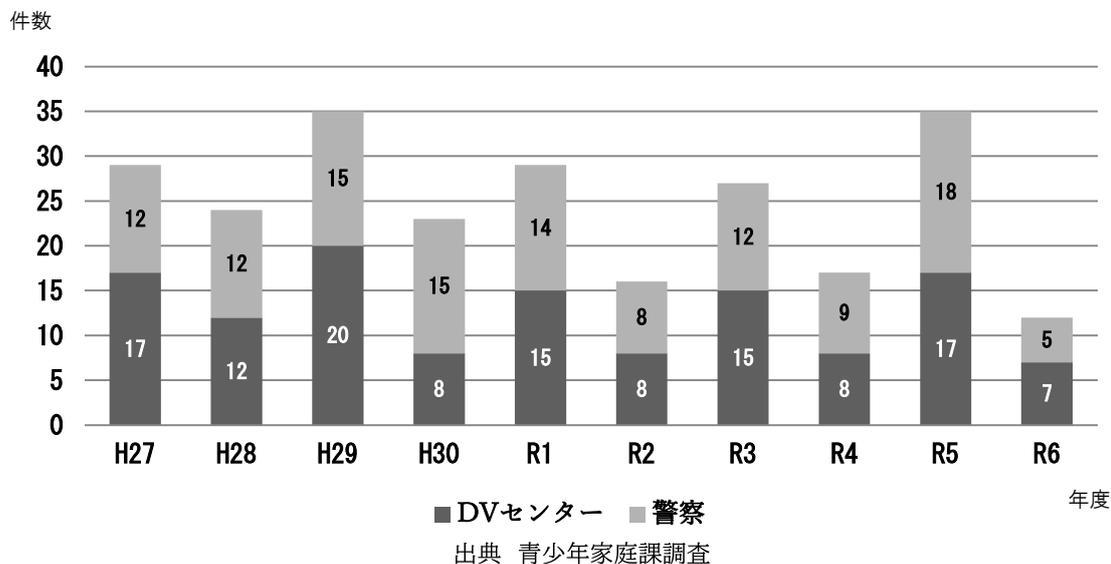
592 令和6年に施行された改正DV防止法により保護命令制度が拡充し、保
 593 護命令違反の厳罰化が図られました。申し立ては、被害者の性別に関わら
 594 ず出来るため、男性の被害者も申し立てをすることが出来ます。また、申立
 595 人が相手方と同性の場合において、保護命令を求める申し立てが認容された
 596 ものもあります。

597 加害者が執拗に被害者等を追及し危害を及ぼすことを防ぐため、今後も
 598 被害者が保護命令を効果的に利用できるよう、保護命令についての情報提
 599 供や申し立ての支援を行い、被害者等の安全安心を守る必要があります。

600 なお、警察では、保護命令制度の説明や関係機関の教示等を行うととも
 601 に、保護命令発令時には加害者への指導や加害者の動向確認を行い、被害
 602 者の安全確保に努めています。

603

604 ■ 図表 10 保護命令支援件数



出典 青少年家庭課調査

605

* 保護命令

- ・ 保護命令制度とは、裁判所が、被害者の申立てにより、配偶者に対する「つきまとう」といった一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。
- ・ 「配偶者」には、法律婚の相手方、事実婚の相手方、生活の本拠を共にする交際相手が該当します。また、被害者の性別は問わず、男性の被害者も申立てをすることができます。
- ・ 保護命令申立の支援は主にDVセンター又は警察が行っており、被害者が申立書にDVセンター又は警察に相談を行い受理された旨を記載した場合、裁判所はDVセンター等に相談状況等を記した書面の提出を求めています。
- ・ 保護命令は、主に「被害者への接近禁止命令（以下の①～⑤）」と「退去等命令（以下の⑥）」の2種類です。

①被害者への接近禁止命令②被害者への電話等禁止命令③被害者の子への接近禁止命令④被害者の子への電話等禁止命令（新設）⑤被害者の親族等への接近禁止命令⑥被害者と共に住む住居からの退去、住居付近のはいかひの禁止

DV防止法改正のポイント（R6年4月施行）

- 1 申し立てができる被害者の拡大
自由、名誉、財産に対する加害の告知による脅迫を追加
- 2 保護命令の対象行為の拡大
緊急時以外の連続したSNS等の送信、GPSを用いた位置情報の無承諾取得※、子へ電話等禁止命令の新設等
- 3 命令の有効期限の伸長
接近禁止命令等の期間を1年に伸長（改正前6か月）
- 4 厳罰化
2年以下の懲役/200万円以下の罰金（改正前1年以下/100万円）

※R7年12月の改正DV防止法ではGPSに加え、いわゆる紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得等についても接近禁止命令等における禁止行為の対象となりました。

【今後の具体的取組】

施策	所管
16警察との連携による被害者の安全確保	
55 各相談窓口においては、被害者の状況に応じて警察への相談の必要性を説明し、警察への同行支援を行います。警察は、必要に応じて緊急時の対応等を被害者に説明し、被害者の安全確保を図ります。	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村
56 被害者や同居する児童等に危害が及ぶ恐れがあると判断した場合には、警察において初期対応を行うとともに、速やかに関係機関が情報共有を行い、被害者の意思を尊重しながら被害者と児童等の安全確保を図ります。	女性相談センター 児童相談所 警察本部 市町村
57 相談窓口等に対し、加害者からの威嚇等が予想される場合、警察と連携し、被害者、同伴する児童等家族、支援者や相談窓口職員の安全確保を図ります。	女性相談センター 児童相談所 警察本部 市町村
17一時保護体制の充実	
58 緊急に被害者等の安全確保を図る必要があり、他に安全な避難先を確保することが困難な場合においては、DVセンターにおいて一時保護を実施します。	女性相談センター
59 被害者等の安全な移送手段を確保するとともに、移送中の被害者等の精神的安定に配慮します。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部
60 休日・夜間に緊急保護が必要となる場合は、安全な移送が実施できるよう関係機関が連携し、休日・夜間の移送体制を確保します。	青少年家庭課 女性相談センター 警察本部
61 直ちに一時保護所への入所が困難な被害者のために民間宿泊施設の提供（配偶者暴力被害者緊急避難支援事業）を行っていますが、宿泊施設の職員に対して、適切な対応を要請し、被害者の安全確保に努めます。	女性相談センター 児童相談所（女性相談）
62 被害者の多様な状況に対応した適切な保護ができるよう、配偶者暴力被害者緊急避難支援事業や一時保護委託を行うとともに、被害者の状況に適した委託先の拡充に努めます。	女性相談センター
63 一時保護が必要な男性のDV被害者に対しては、一時保護委託や配偶者暴力被害者緊急避難支援事業の活用により、適切な保護を行います。	女性相談センター
64 一時保護委託先での適切な保護のために、委託先に対し県が実施する女性相談支援員研修等の参加を呼びかけ、相談・支援技術の向上の機会を提供します。	女性相談センター
65 一時保護所において、被害者等のニーズに応じた生活支援や問題解決のための支援やケア等が実施できるための体制整備に努めます。	青少年家庭課
66 入所者の心身の状態に応じて、嘱託医による医学的ケアや、心理支援員による心理的なケアを行います。	女性相談センター
67 DVセンターと児童相談所との連携を強化し、同伴児に対する心理的ケアを充実し、子どもの状況に応じた適切な保護に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所
68 一時保護所の限られた空間での心理的な圧迫感からくる子どものストレスの軽減を図るため、安全を確保しながら遊び場の提供に配慮します。また、学習支援員による就学児童への学習機会の提供や保育支援を行います。	女性相談センター
18保護命令に対する適切な対応	
69 被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう、情報提供や助言などの支援を行います。また、保護命令発出後の安全確保についても警察等関係機関の連携を図ります。	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部
70 保護命令が発出された児童に対し、学校や保育所等において適切な対応が図られるよう、制度の周知や助言・指導を行います。	青少年家庭課 学校教育課 女性相談センター 児童相談所 警察本部 市町村

610 **重点目標⑦ 加害者プログラム**

611 **【現状と課題】**

612 加害者プログラムとは、被害者支援の一環として、加害者に働きかける
613 ことで加害者に自らの暴力の責任を自覚させるプログラムです。

614 県では加害者プログラムを実施してはいませんが、平成 29 年 3 月に島
615 根県臨床心理士会（当時）、日本精神科病院協会島根県支部、県立こころ
616 の医療センター、県警との間で、「DV・ストーカー被害者等に対する人
617 身の安全に関する相互協定」を締結し、被害者の保護・支援を図るととも
618 に、加害者に対する以下の支援について、連携・協力して取り組んでいます。

- 619 1) 加害者の同意を得た上で、加害者に関する情報を相互に提供すること
620 2) 加害者に対するカウンセリング、治療に関すること
621 3) 加害者の自立支援に関すること
622 4) その他、DVの再発・被害の拡大防止と被害者等の安全確保のために
623 必要なこと

624 県警においては、この協定に基づき臨床心理士等の専門家をスーパーア
625 ドバイザーとして委嘱し、加害者へのカウンセリングを実施するとともに、
626 加害者と定期的に連絡を取り、再犯防止を図っています。

627 このほか、児童相談所では、面前DVを受けた子どもと被害保護者・加
628 害保護者に直接面接し、事実確認や心身の状況などを聴取しています。そ
629 の上で、加害保護者に対しては、子どもの心情に配慮して、子どもが受け
630 た心理的・身体的な影響（ダメージ）を伝えたり、子どもに直接暴力を振
631 るわなない場合でも虐待にあたることを説明し、指導を行います。

632 さらに、DVに至った経緯や生活状況を振り返る機会を設け、内省を
633 促すとともに、暴言・暴力に代わる適切な対応の選択肢を提示し、必要に
634 応じて夫婦間の調整支援を行います。あわせて、児童への影響を的確に把
635 握するため、虐待の有無やリスクを評価するアセスメントを含む調査を実
636 施し、総合的な支援につなげます。

637 それでもなお、児童虐待に対する指導を拒否されたり、DVが続く可能
638 性が高い場合には、子どもの一時保護や施設等への入所等措置を行うこと
639 があります。その中で、保護者への指導や支援を長期的に行う場合もあり
640 ます。

641 これらの取組の一方、専門機関等に繋がっていないケースにおいては、
642 加害者には「暴力」を振るっている認識がない場合も多いことから、再発

643 を防止することが非常に困難な状況です。加害者自ら加害責任を自覚し、
644 認知・行動変容を起こすためには、アンガーマネジメントやハラスメント
645 防止の観点からの対策も重要です。

646 なお、令和5年に国が実施した「配偶者暴力加害者プログラムの普及に
647 係る調査研究事業報告書」によると、全国で加害者プログラム事業を実施
648 したことがある都道府県は3自治体であり、加害者プログラムの普及にあ
649 たっての検討事項として、①加害者プログラムの実施意義の周知、②人材
650 育成など実施体制に関する支援、③財政的な支援、④加害者プログラムに
651 つながる相談窓口の開設及び運営支援の4点が示され、今後も調査研究を
652 推進するとしています。

653 報告書に指摘されているとおり加害者プログラムの実施にあたっては
654 複数の課題がありますが、大きな課題として以下のことが考えられます。

655 ① 加害者プログラムの実施期間は1年以上の長期間にわたるとされて
656 いるが、全国的にも実施している自治体や機関は少なく、県において
657 も受け皿の確保が難しいこと

658 ② 加害者の中には、自身の行為が暴力であるという認識が欠如している
659 者もあり、プログラムの受講が任意である現状では、加害者に受講の
660 必要性を認識させ、動機づけを行うことは困難であること

661 このほか、加害者は、アルコール・薬物依存やうつ病等の精神疾患等を
662 抱えている場合もあり、プログラムだけでなく治療に繋げるための支援も
663 必要であり、地域でのサポート体制の構築が望まれます。

664 県としても様々な課題を踏まえつつ、国の動向や先進事例に関する情報
665 収集を行い、関係機関と緊密に連携しながら、将来的なプログラム等の実
666 施に向けた環境整備に努める必要があります。

667 **【今後の具体的取組】**

施策	所管
19加害者プログラム等の実施に向けた環境整備	
71 国の動向や先進事例の情報収集を行い、関係機関と連携しながら、将来的なプログラム等の実施に向けた環境整備に努めます。	青少年家庭課
72 加害者が「暴力」を行っていることを認識できるよう、意識啓発の方法を検討します。	青少年家庭課 女性相談センター 警察本部
73 加害者に対し、精神医学的・心理学的アプローチによる再犯防止のために、加害者に対して心理的カウンセリング等を推奨するとともに、定期的に連絡を取り、再犯防止を図ります。	県警本部

668 **重点目標⑧ 苦情解決体制の整備**

669 **【現状と課題】**

670 DVセンターや各児童相談所が行う女性相談業務及び一時保護業務の
 671 執行等に関するご意見や苦情については、「島根県女性保護事業苦情処理
 672 実施要領」に基づき、DVセンターや青少年家庭課で対応することとして
 673 います。相談者に対しては、相談室に苦情受付についてのチラシを掲示し
 674 周知しています。

675 また、DVセンターが一時保護した被害者については、退所時にアンケ
 676 ートを実施し、よりよい支援に向けての意見を聴取しています。

677 各関係機関においては、心身ともに傷付いているDV被害者が安心して
 678 相談できるよう、DV対応を行う職員等に対して、DVや被害者の心身の
 679 状況について十分な理解を促進するための研修を実施することなどによ
 680 り、二次的被害の防止に努めるとともに、不適切な対応が発生した際に、
 681 適切かつ迅速に対応できるよう、苦情解決体制を整備し、相談者等に周知
 682 しておく必要があります。

683 **【今後の具体的取組】**

施策	所管
20 苦情処理制度の周知	
74 相談者及び関係機関に対し、苦情処理制度の周知を図ります。	青少年家庭課 女性相談センター 警察本部
21 苦情に対する適切かつ迅速な対応	
75 女性相談センター等においては、受け付けた苦情の適切かつ迅速な対応を行うと ともに、業務の改善に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 警察本部
22 市町村等関係機関における苦情解決体制の確立	
76 市町村等関係機関における苦情解決体制の確立を図るとともに、受け付けた苦情 の適切かつ迅速な対応に努めます。	青少年家庭課 市町村

684

685 **(3) 基本目標Ⅲ DV被害者のくらしを支える地域づくり**

686 DV被害者や同伴児童等が、加害者から逃れるために、これまで慣れ親
 687 しんできた生活場所を離れ、新たな環境で生活を一から再構築することは
 688 容易ではありません。加害者からの報復への不安や家庭の事情等から、や
 689 むを得ず加害者との同居を継続せざるを得ない被害者も少なくないのが
 690 実情です。

691 一方で、加害者と離れて生活することを選択した場合であっても、新しい地域で安定した生活を営むためには、ステップハウス*等も活用しながら心身の回復を図るとともに、社会的・経済的基盤を整備・維持することが求められます。

695 いずれの選択をした場合においても、長期にわたり暴力による支配を受けたDV被害者は、自己肯定感や自己決定する力が損なわれ、自身の人生に多大な不利益や損失を被っています。また、DVのある家庭に育つ子どももまた、心身の発達に深刻な影響を受ける被害者であることを認識する必要があります。

700 このため、DV被害者や子ども一人ひとりが心身の傷つきから早期に回復し、自らの意思で生き方を選択し、生きがいを持って生活できるよう、自立に向けた支援を推進するとともに、地域におけるサポート体制の構築・充実を図ることが重要です。

704 DV防止法の改正により、被害者の保護(自立支援を含む)を図るため、関係機関で構成される「法定協議会」を市町村においても開催できることが新たに規定されました。法定協議会は、被害者の実態把握や地域資源の調査、多機関連携の強化や資源の創出を目的とするものであり、被害者支援の基盤となるものです。

709 市町村においては、これまでも庁内連携の強化を通じてワンストップ機能の充実を進めてきましたが、男性や外国人、高齢者、障がい者、性的マイノリティ等、被害者の多様なニーズに対応するためには、より幅広い社会資源の把握と、関係機関・民間団体との協働による切れ目のない支援体制の整備が必要となります。

714 法定協議会の設置は、こうした協働を具体化する有効な手段の一つです。既にDV対策の庁内会議がある場合は、これを法定協議会として位置づけたり、「要保護児童対策地域協議会」等のDVと関連がある既存の会議体を活用するなど、新たな会議体の設置以外にも、市町村の実情に応じた柔軟な体制構築を進めることが求められます。

719 * ステップハウスとは、自立の意思はあるものの十分な資金がなく、直ちに住居を確保できないDV被害者等に対して、生活基盤を支え早期の自立を促進するために提供される住居のことを指します。

721

722

◎数値目標

目標項目	計画策定時の 現状値*	令和10年度 目標値
法定協議会を設置している市町村の数	6市町村	全市町村

出典 青少年家庭課調査(令和7年6月)

*DV防止法第5条の2第2項「市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる」

723

724 DV防止法の改正により、市町村においても法定協議会が開催できる
725 ことが新たに規定されたことを踏まえ、県としては、DV被害者の実態把
726 握や地域資源の調査、多機関連携の強化を図るため、全ての市町村におい
727 て法定協議会を設置することを目標に掲げます。

728 その実現に向け、県は、市町村の取組を積極的に支援し、既存の会議
729 体の活用など、市町村の実情に応じた柔軟な方法を提示しながら、地域に
730 おける連携支援体制の構築を推進していきます。

731

732 重点目標⑨ DV被害者の自立支援

733 【現状と課題】

734 各相談窓口の相談支援員は、被害者の立場に立ち、共に問題解決を目指
735 すため、安心して相談できる信頼関係の構築が何より重要です。

736 「自立」とは、単なる経済的自立にとどまらず、個々の状況に応じて福
737 祉サービス等を活用しながら、「自己選択」や「自己決定」を行い、自らの
738 日常生活を主体的に営むことを指します。相談支援員は被害者が自分自身
739 で問題解決に向けた選択・決定を行えるよう、寄り添いながらサポートし
740 ます。

741 具体的には、相談支援員は被害者の考えや価値観を丁寧に聞き取り、必
742 要な情報や選択肢をわかりやすく提示します。そして、被害者が納得した
743 上で意思決定できるよう、適切な助言を行います。

744 そのためには、被害者の身近にある、身体的・経済的・精神的・社会的
745 課題を解決するための社会資源や各種施策・制度を熟知し、総合的にコー
746 ディネートして包括的な支援を行うことが求められます。

747
748
749

また、これらの支援を効果的に行うためには、被害者や子どもの生活基盤のある市町村を中心に、福祉、教育、医療、住居等の各関係機関と連携したワンストップ相談機能の強化が併せて必要です。

「自立」と「自律」について

DV被害者支援における「自立」とは、生活面や経済面の自立だけでなく、自己の意思で判断・行動できる主体性や判断力を持つことを含む概念と位置づけます。

第4次改定では、「自立」と「自律」を合わせて、「自立（自律）」と表記していましたが、第5次改定では、「自立」という表現に一本化し、その中に「自律」の意味を含めることとしました。

DV被害者支援における「自立」とは、経済面の自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活を営めることとし、「本人の自己決定」と「自己選択」が重要な要素となります。

下線部：「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」における自立の定義を引用して記載。

750

【今後の具体的取組】

施策	所管
23被害者の社会的・経済的自立に向けた支援の実施	
77 被害者からの相談内容に基づき、自立支援プログラムの策定や実施等、自立支援のために必要な措置が適切に講じられるよう、市町村をはじめとする関係機関に対し、組織体制の強化や支援体制の整備等について働きかけます。	青少年家庭課
78 DVセンター等の相談窓口においては、自立支援に係る情報提供や助言を行うため、常に最新の情報収集を行い、被害者に対する適切な支援に努めます。	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
79 一時保護所退所後の住宅確保が困難な被害者等に対し、自立のための中間的な施設であるステップハウスの提供を行います。また、運営にあたっては民間と協働し、被害者の多様なニーズに対応したきめ細かな支援を行うとともに、入居者に対し生活指導及び必要な支援を行います。	青少年家庭課
80 公営住宅へのDV被害者の円滑な入居に向けて、市町村と連携して取り組みます。	建築住宅課 市町村
81 母子生活支援施設等の社会福祉施設への入所にあたっては、関係機関間の連携を強化し、迅速かつ円滑にできるよう努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 市町村
82 民間賃貸住宅への入居に際し、保証人の確保が困難な場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供できるよう努めます。また、施設等を利用または退所したDV被害者の女性が利用できる「身元保証人確保対策事業」についても、実施に取り組みます。	青少年家庭課 女性相談センター 市町村
83 福祉事務所において、経済的に困窮しているDV被害者への適切な生活保護の実施を行うとともに、自立相談支援機関において生活自立に向けて積極的な支援が行われるよう働きかけます。	地域福祉課 市町村
84 生活保護制度や母子父子寡婦福祉資金、生活福祉資金等、福祉制度の円滑な活用が図られるよう関係機関との連携を強化します。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
85 DV被害者自立支援金貸付制度の情報提供を行い、資金のない被害者の経済的自立を支援します。	青少年家庭課 女性相談センター
86 ハローワークにおいて、被害者に配慮した対応がなされるよう、「ネットワーク会議」や「圏域会議」等を通じて、島根労働局等へ働きかけます。	青少年家庭課 女性相談センター
87 職業訓練施設において、被害者に配慮した職業訓練を行います。	雇用政策課
88 就業相談、就業支援講習会及び無料職業紹介の利用を進めるとともに、母子父子自立支援プログラム策定事業を活用し、ハローワークとの連携のもときめ細かな支援を実施します。	青少年家庭課 市町村
89 女性の就職相談窓口「レディース仕事センター」において、女性一人ひとりの希望に応じた就業支援に取り組みます。	女性活躍推進課
90 外国人について、就労差別等の人権問題が発生しないよう、人権フェスティバルや人権週間の広報等を通じて人権を尊重する啓発を行います。	文化国際課 人権同和対策課
91 学校において被害者やその子どもに適切な対応ができるよう、関係者用対応の手引きについて適宜内容をアップデートするとともに、活用を促します。	女性相談センター
92 区域（市町村）外就学に係る弾力的な受け入れを行います。	学校教育課 市町村
93 学校における子どもに対する心のケアの実施や安全の確保、守秘義務の徹底に努めます。	学校教育課 市町村
94 保育所への入所及び放課後児童クラブ等の利用について、弾力的・優先的な取組の推進に努めます。	子ども・子育て支援課 市町村
24被害者の精神的自立に向けた支援の実施	
95 被害者のニーズに応じた、嘱託医による医療的ケアや心理支援員による心理的ケアを行います。	女性相談センター
96 被害者が安心感、自信、自由を取り戻せるよう、関係機関が連携しながら、被害者に寄り添った継続的な支援を展開していきます。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村

754 **重点目標⑩ 地域におけるサポート体制の構築・充実**

755 **【現状と課題】**

756 DV被害者は、被害の軽重や加害者からの逃避の有無にかかわらず、地
757 域の一員として生活を営んでいます。先に述べたように、DVは個人の問
758 題ではなく社会的問題であり、長期にわたり暴力によって安心・自信・自
759 由を奪われた被害者を、地域の中で見守り、身体的・社会的・経済的・精
760 神的に支援することが求められます。

761 このサポートの中心的役割を果たすのは、被害者にとって最も身近な行
762 政主体であり、福祉施策等の実施主体である市町村です。具体的には、保
763 育所や放課後児童クラブの弾力的・優先的利用、母子生活支援施設への入
764 所、生活保護の実施、母子父子寡婦福祉施策の活用、公営住宅への円滑な
765 入居など、福祉・雇用等の各種施策を十分に活用して被害者の自立支援を
766 行うことが求められます。

767 このため、被害者の自立支援の観点から、利用可能な既存施策の内容や、
768 それらを被害者の状況に応じて活用する方策について検討するため、市町
769 村における法定協議会の設置が必要です。協議会では、庁内関係課や民間
770 団体などによる幅広い検討を行い、被害者支援の実効性を高めます。

771 また、従来は個人情報保護のため、十分に踏み込んだ支援が困難であっ
772 た場合もありましたが、法定協議会のメンバーには厳格な守秘義務が課さ
773 れているため、生命や身体等の保護が必要であるような緊急性の高い事態
774 が生じた場合には、必要に応じて情報を共有し、迅速かつ的確な対応を行
775 える体制が整備できるようになっています。これにより、被害者の安全確
776 保と自立支援に向けた支援の実効性が一層高まることが期待されます。

777 県としても、法定協議会の設置に向けて、市町村への手続きや運営方法
778 に関する情報提供・助言、他市町村での設置事例や効果的な運用事例の紹
779 介など、今後も後方支援を継続して行うことが求められています。

780

781

【今後の具体的取組】

施策	所管
25市町村体制の機能強化	
97 県は、市町村における被害者支援への取組が円滑に進むよう、組織づくりや被害者支援にあたっての情報提供や技術的な助言を行う等、市町村の機能強化支援を行います。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談）
98 市町村は、福祉や教育等関係各課における一元的な相談体制の維持に努めます。また、被害者に継続的かつ包括的に関わる体制の整備を図ります。	市町村
99 市町村は、庁内連絡会等において情報共有を図り、包括的な支援を円滑に行うための体制づくりに努めます。	市町村
100 市町村は、福祉事務所における既存の福祉施策・サービスを活用し、被害者の自立支援を行います。	市町村
101 市町村は、DV相談担当職員、保健師、母子父子自立支援員等による継続的な支援を行います。	市町村
102 市町村は、同伴児童の心のケア（虐待環境離脱後に現れる現象への対処）に関係機関と協力して適切に行います。	市町村

782

783

（４）基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化

784

785

786

787

DV被害者支援は、DV加害からの安全確保のみを目的とするものではありません。DVによって侵害された心身や生活、人生における自己決定権を被害者自身が取り戻し、自らの意思で選択・決定できるよう、あらゆる側面からの具体的な支援が求められています。

788

789

したがって、単一機関のみでの支援では十分な対応が難しいため、各関係機関が連携し、多様な支援を提供することが不可欠です。

790

791

792

793

より良い連携を図るためには、各機関が互いの業務や機能を理解し、必要かつ適切な情報共有や支援方針の共有を行うことが求められます。また、支援にかかる役割分担は適切かつ柔軟であることが重要であり、万が一不具合が生じた場合には、速やかに改善策を共有することが必要です。

794

795

796

797

798

特に、DVと児童虐待は密接に関連していることから、DVセンターが要保護児童対策地域協議会に参画して、DVと児童虐待の特性や関連性について各参画機関が理解を深め、双方の視点から連携や支援の方法を検討する取組を進めるなど、DV対応機関と児童虐待対応機関の連携促進が重要です。

799

800

さらに、被害者の多様なニーズに柔軟に対応するためには、民間団体との連携・協働による支援も引き続き推進することが求められます。

801

◎数値目標

目標項目	計画策定時の 現状値*	令和10年度 目標値
DVセンター、児童相談所、警察 において相談対応を行う職員のうち、 DVと児童虐待両方の専門研修の受講経験 がある職員の割合	61.5%	100.0%

出典 青少年家庭課調査(令和7年3月)

*DVセンター、児童相談所、警察において相談を受ける際に、DVと児童虐待の両方の視点を持って相談対応を行うことを目標とする。

802

803 DV被害者支援の関係機関の連携を強化するため、女性相談センター、
804 児童相談所、警察の相談担当職員が、DVと児童虐待の両方に関する専門
805 研修を受講することを改めて目標に掲げます。第4次改定計画では目標
806 を達成できなかったことを踏まえ、再度、取組を強化し、全ての関係職員
807 が研修を受講できるよう推進していきます。

808

809 重点目標⑪ 児童虐待対応機関との連携強化

810 【現状と課題】

811 DV被害者への相談支援は、従来から関係機関が連携して実施していま
812 すが、被害者に子どもがいる場合、その子どもへの支援まで含めた対応は
813 十分とは言えない状況です。

814 同一家庭において、DVと児童虐待、二つの暴力が起きている場合も多
815 く、その態様もさまざまであることから、DV対応機関と児童虐待対応機
816 関は、連携のあり方や現状の課題について共有し、DVと児童虐待のどち
817 らの窓口からの相談に対しても、適切な支援が行えるよう体制構築を図る
818 必要があります。

819 具体的には、要保護児童対策地域協議会にDVセンターが参画し、DV
820 と児童虐待は問題の根源が同じであるという共通理解のもと、あらゆる場
821 合を想定し、被害者や被害児童への必要な支援と支援方法について研究、
822 協議を重ね、被害の見逃しや支援の隙間が生じることのない連携体制づく
823 りに取り組む必要があります。

824 一方で、令和7年3月時点におけるDVセンターの「要保護児童対策地
825 域協議会」への参画状況は、県内19市町村のうち7市町村と半数にも達

826 していないため、未参画の市町村については早急に参画を進める必要があり
827 ます。

828 **【今後の具体的取組】**

施策	所管
26要保護児童対策地域協議会参画機関の連携	
103 DV対応と児童虐待対応の連携強化を図るため、女性相談センターの要保護児童対策地域協議会への参画を推進します。	青少年家庭課 市町村
104 DV対応機関と児童虐待対応機関がスムーズな連携が図れるよう、要保護児童対策地域協議会実務者会議において、DV及び児童虐待の事例についての情報共有やリスク管理を行います。	要保護児童対策地域協議会 参画機関
105 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会において、積極的に情報共有を図るとともに、DV・児童虐待双方の視点を持ち、関係機関の連携による適切な支援と役割分担等について検討を行います。	要保護児童対策地域協議会 参画機関
106 DVセンター、児童相談所、警察における相談対応職員は、DVと児童虐待両方の専門研修を受講し、双方の視点を持った相談対応に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所 警察本部

829

830

831 **重点目標⑫ 関係機関との連携強化**

832 **【現状と課題】**

833 DV被害者は性別、国籍、年代、障がいの有無など多様であり、それぞ
834 れのニーズに応じた相談対応や自立支援を行うためには、関係機関が連携
835 し、お互いの強みを生かし補い合いながら協働することが重要です。

836 特に民間団体による支援は、シェルター機能やSNS相談、居場所の提供
837 など、行政では手が届きにくい柔軟かつきめ細かなサポートが大きな強み
838 となっています。

839 こうした民間団体等との連携・協働体制を構築するには、お互いの機能
840 や役割を理解し、情報交換や支援内容の協議を円滑に進めることが不可欠
841 であり、その具体的な場として法定協議会への参画を促すことが必要です。

842 また、保護期間中の安全面の制約に十分に配慮しつつ、被害者の通勤や
843 通学など多様なニーズに対応するため、一時保護の委託先として民間施設
844 の活用も検討する必要があります。

845 さらに、県や関係機関が開催する研修への官民相互の参加を促し、協力
846 してスキルアップを図ることも欠かせません。これらの取組を通じて、被
847 害者の安全確保と自立支援の実効性を一層高めることが求められます。

【今後の具体的取組】

施策	所管
27 民間団体等その他関係機関との連携	
107 県内の母子生活支援施設をはじめとする社会福祉施設職員が、DVについての理解を深め、入所者の処遇の充実が図られるよう、県が行う女性相談支援員研修等への参加を呼びかけます。	青少年家庭課 女性相談センター
108 民間団体等の関係団体と連携し、強みを生かし補い合いながら協働するため、法定協議会への参画を促したり、スキルアップのために女性相談支援員研修等への参加を呼びかけます。また、新たな民間団体の育成に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター
109 被害者が不法滞在外国人である場合も想定されることから、被害者保護のため地方出入国在留管理局等関係機関との連携を図りつつ、事案に応じた適切な対応に努めます。	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村
110 被害者が65歳以上の高齢者である場合は、地域包括支援センター、障がい者である場合は、障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応に努めます。	高齢者福祉課 障がい福祉課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村
111 性暴力被害者の支援について、性暴力被害者支援センターたんぼぼ、（一社）しまね性暴力被害者支援センターさひめ、（公社）島根被害者サポートセンターが、県や警察とも必要に応じて情報共有しながら、連携・協働を行います。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部
112 被害者が抱える複合的な問題を解決する際には、法的な支援が重要であるため、法テラス島根や弁護士会と連携・協働します。 ※再掲	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
113 被害者が裁判所において各種申立等を行う際には、手続き時における安全確保や、裁判所の職員等がDVを理解し被害者に寄り添った対応がされるよう、協力を求めています。※再掲	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
114 女性相談支援員等の研修や教職員向けのデートDV予防教育実践者研修の企画について、民間団体と連携して実施します。	青少年家庭課 女性相談センター

849

850

（５） 計画の推進体制

851

○市町村、関係機関と連携した推進体制

852

853

854

県は、この計画に沿って施策を実施しますが、市町村においては、住民に最も身近な行政主体として相談体制の強化・充実など、県との連携による主体的な取組を求めます。

855

856

また、民間団体等の関係機関には、計画の趣旨を踏まえ、DVについての関心と理解を深めながら、行政との連携・協働による取組を期待します。

857

(6) 計画の進行管理

858

○島根県DV対策推進会議における進行管理の実施

859

860

861

県は、計画の進捗状況や取組状況について、国、県、市町村、民間団体で構成する「島根県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議（代表者会議）」（図表 11）において検討し、進行管理を行います。

862

■図表 11 島根県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議（代表者会議）

863

構成機関及び役割

構成機関(国・市町村・民間団体)		分野
1	松江地方検察庁	法律
2	島根県弁護士会	法律
3	日本司法支援センター島根地方事務所	法律
4	法務省松江保護観察所	保護観察所
5	一般社団法人 島根県医師会	医療
6	国立大学法人 島根大学法文学部社会文化学科	学術経験者 児童
7	国立大学法人 島根大学人間科学部人間科学科	学識経験者 臨床心理・女性
8	島根県人権擁護委員連合会	人権
9	島根労働局職業安定部職業対策課	就労支援
10	公益財団法人 しまね国際センター	外国人支援
11	島根県民生児童委員協議会	民生委員・児童委員
12	公益財団法人 しまね女性センター	男女共同参画
13	公益社団法人 島根被害者サポートセンター	犯罪被害者支援
14	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会	社会福祉法人
15	社会福祉法人 松江市社会福祉協議会松江市くらし相談支援センター	社会福祉協議会 (生活困窮者支援)
16	浜田市地域包括支援センター	社会福祉協議会 (地域包括)
17	社会福祉法人 島根東光学園	母子生活支援施設
18	一般社団法人 しまね性暴力被害者支援センターさひめ	民間団体 (性暴力被害者支援)
19	一般財団法人 島根県母子寡婦福祉連合会	民間団体 (母子家庭等支援)
20	しんぐるまざあず・ふぉーらむ出雲(島根)	民間団体 (シングル女性支援)
21	NPO法人 緑と水の連絡会議青少年の居場所「ゆきみーる」	民間団体 (若年女性等居場所)
22	松江市障がい者基幹相談支援センター絆	民間団体 (障がいのある女性支援)
23	島根県女性相談センター	女性相談支援センター
24	島根県が委嘱する女性相談支援員	女性相談支援員
25	松江市家庭相談課	行政
26	出雲市市民活動支援課	行政
27	大田市こども家庭支援課	行政(福祉事務所)
28	美郷町健康福祉課	行政(福祉事務所)

構成機関(県)			役割等
1	政策企画局	女性活躍推進課	男女共同参画・女性活躍の視点からの啓発
2	総務部	総務課	私立学校、専門学校への指導、助言等
3	環境生活部	人権同和対策課	人権・同和問題職場研修推進員への研修、人権尊重の啓発
4		文化国際課	外国人住民への情報提供・通訳ボランティア養成
5	健康福祉部	地域福祉課	生活保護
6		医療政策課	医療関係者への周知
7		高齢者福祉課	高齢者関係団体への情報提供、柔軟な施設入所
8		青少年家庭課	DV・児童虐待対策事業主管課
9		子ども・子育て支援課	弾力的・優先的な保育所入所、放課後児童クラブ等の利用
10		障がい福祉課	障がい者関係団体への情報提供、柔軟な施設入所
11		中央児童相談所	児童虐待防止・対応、女性相談窓口
12		女性相談センター	配偶者暴力相談支援センター
13	商工労働部	雇用政策課	職業訓練の実施
14	土木部	建築住宅課	公営住宅優先入居
15	教育庁	総務課	県教育事務所、市町村教育委員会との連携
16		学校教育課	公立学校等への適切な対応に関する指導・助言
17		保健体育課	教職員及び児童・生徒への啓発及び相談窓口の周知
18		人権同和教育課	教職員、社会教育指導者への研修・学校への指導助言等
19	県警本部 警務部	広報県民課	相談担当署員への研修
20	県警本部 生活安全部	人身安全少年課	被害者への安全確保

865

866 ※代表者会議には他に困難女性支援のため健康福祉部健康推進課が参画して
867 いる